

<名張市男女共同参画基本計画>

(仮称) 第2次名張市男女共同参画基本計画

(たたき台)

平成28年1月

目次

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 基本目標と計画の体系

1. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 基本目標と重点課題

1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革・・・・・・・・ 8
 - ②あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的協調・・・・・・・・ 14
2. 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 18
 - ③政策・方針決定過程への女性の参画拡大・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - ④地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - ⑤働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - ⑥防災における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3. 基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援・・・・・・・・・・・・ 33
 - ⑦家庭生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - ⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備・・・・・・・・・・・・ 38
 - ⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備・・・ 41
4. 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される環境づくり・・・・・・・・・・・・ 45
 - ⑩男女の人権尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - ⑪あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
 - ⑫男女の生涯にわたる健康の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

- 数値目標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「地方公共団体は、男女共同参画社会の形成を促進するため、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務がある」と明記されています。

名張市では、男女共同参画社会の実現を、新しい時代の要請を受けて目指すべき重要課題と位置づけ、2006（平成18）年4月に「名張市男女共同参画推進条例」を施行しました。

2007（平成19）年3月には、条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に推進すべき施策の目標や方向性とその内容を具体的に明らかにすることを目的として、「名張市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的に施策を展開してきました。

計画の策定から10年が経過した中で、男女共同参画社会実現のための意識啓発や拠点機能の整備などにおいて、一定の成果を上げています。

こうした中、2014（平成26）年5月に実施した総合計画にかかる市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は若い世代を中心に解消しつつありますが、一方で、同年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女の地位について、男性が優遇されていると答えた人の割合に大きな改善は見られず、また、政策・方針決定過程への女性の参画や家事・子育て・介護などへの男性の参画も十分に進んでいない状況にあります。さらに、性別による差別的な扱いやワーク・ライフ・バランス（※1）の推進など、男女共同参画社会の実現のためには、まだ多くの課題が残されています。

こうした現状を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向け、これまでの取組や達成状況を継承しつつ、社会情勢の変化に伴う新たな課題を視野に入れ、性別にかかわらず市民一人ひとりが自分らしく幸せに暮らしていくための指針として、「第2次名張市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

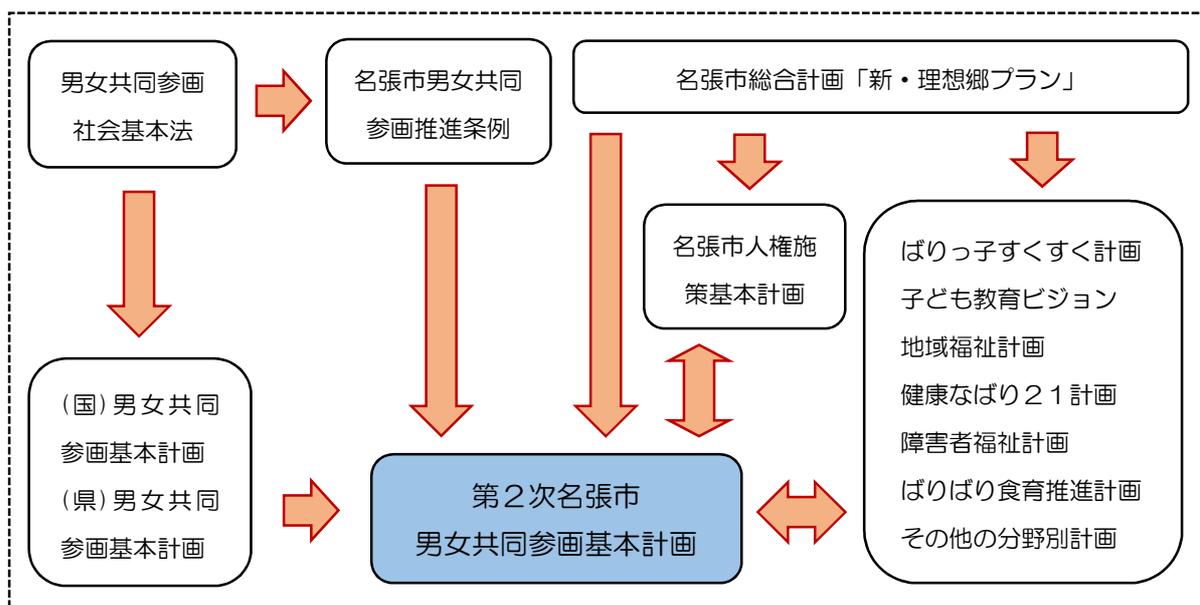
※1 ワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などに
も、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「名張市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく男女共同参画社会を実現するための基本計画とします。また、国の「男女共同参画基本計画」及び「三重県男女共同参画基本計画」を踏まえることとします。
- (2) 本計画は、名張市総合計画「新・理想郷プラン」に基づき策定する具体的な分野別計画と位置付け、「人権施策基本計画」や「ばりっ子すくすく計画」をはじめとした市の人権、教育、健康福祉などに係る分野別計画とも連携、整合を図ります。また、条例第12条で定めている「市のあらゆる施策の策定、実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮すること」を踏まえ、組織横断的に取り組むこととします。
- (3) 施策の実効性を高めるため、さまざまな施策について可能な限り具体的な数値目標を設定することとします。

計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、おおむね10年先を見据えた名張市総合計画「新・理想郷プラン」との整合を図り、2017（平成29）年度を初年度とし、目標年度を2026（平成38）年度とします。



4. 計画の重点項目

国の男女共同参画施策の方向や本市の現状と課題を踏まえ、次の事項を重点項目として位置づけ、分野別施策については、組織横断的・総合的に取組を進めます。

- (1) 男女共同参画意識の確立のため、これまで取り組んできた意識啓発をさらに推進するとともに、働き方の見直しや男性の家事・子育て・介護への参画促進など、暮らしの中でのワーク・ライフ・バランスの促進に向けた意識改革を進めます。
- (2) 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定や政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男性の育児・介護休業の取得促進などに取り組むとともに、事業所などへの啓発を進めます。
- (3) 防災における女性の参画拡大や男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。
- (4) 性的マイノリティ^(※)についての理解の促進を図るとともに、性別による差別的な扱いの根絶に向けた取組を進めます。

※ 性的マイノリティ（性的少数者）

同性愛者、両性愛者および無性愛者である者並びに性同一性障害を含め性別違和がある者をいう。

（渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例第1章（7）より引用）

5. 計画策定の背景

(1)世界の動き

国際連合は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を行うため、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定めて「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択し、その後10年間を「国際婦人の10年」として、世界の国々に対して女性の地位向上のための積極的な取り組みを呼びかけました。

1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

1995（平成7）年には、第4回世界女性会議がアジアで初めて北京で開催され、21世紀に向け世界の女性の行動の指針となる「行動綱領」が採択されました。

2000（平成12）年には、国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、各国の決意表明や理念を謳った「政治宣言」と、行動綱領の実施促進を図る「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）が採択されました。

2005（平成17）年に「北京+10（第49回国連婦人の地位委員会）」、2015（平成27）年には、「北京+20（第59回国連婦人の地位委員会）」が開催され、北京宣言と行動綱領の完全実施を求める宣言が採択されました。

(2)国の動き

国は、国連をはじめとする国際的な動きに対応して、1985（昭和60）年に、「女子差別撤廃条約」を批准し、男女雇用機会均等法を成立させました。

1999（平成11）年には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進することが明記されました。

これを受け、2000（平成12）年に、男女共同参画社会を実現するための施策を総合的・体系的に推進するため、「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、2001（平成13）年には、配偶者からの暴力に係る通報や相談・保護・自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。

2005（平成17）年に、国内外のさまざまな状況の変化に対応するために、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、以後、5年ごとに計画の見直しが図られ、平成27年12月に、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(3)三重県の動き

三重県では、1979（昭和54）年に「三重県の婦人対策の方向」（県内行動計画）、1987（昭和62）年には、「みえの第2次計画－アイリスプラン」が策定されました。また、時代の変化に伴い、1995（平成7）年には、「男女共同参画推進プラン－アイリス21」が策定され、「人権の尊重と男女平等」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けた県の指針を打ち出しました。

2000（平成12）年には、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念などを踏まえ、男女共同参画社会を実現していくために、「三重県男女共同参画推進条例」が制定されました。これを受け、2002（平成14）年3月には、「三重県男女共同参画基本計画」が策定され、2011（平成23）年3月には「第2次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

(4)名張市の動き

名張市における女性行動計画策定に向けた取組は、1994（平成6）年に、女性問題に関する市民意識調査を実施したことから始まります。その後、1995（平成7）年10月に名張市女性行動計画策定懇話会からの提言を受け、1996（平成8）年9月、広く市民の意見を反映した名張市女性行動計画「ベルフラワープラン～男女が輝いて生きる地域社会をめざして～」を策定しました。

2000（平成12）年の国の男女共同参画基本計画の策定を受けて、2004（平成16）年に「男女共同参画都市宣言」を行い、2005（平成17）年9月には「名張市男女共同参画推進条例」が議会において全会一致で採択され制定されました。

名張市男女共同参画推進条例の施行を受け、2006（平成18）年5月には、庁内施策検討会議による素案の協議を進め、2007（平成19）年3月に、名張市男女共同参画推進審議会からの答申案に基づいて、「名張市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2009（平成21）年6月には、男女共同参画に関する情報収集・情報発信や市民、市民活動団体などの交流の場、各種相談の拠点施設として、名張市男女共同参画センターを開設しました。

名張市男女共同参画基本計画は2015（平成27）年度で計画期間が終了するため、2014（平成26）年10月には、市民意識調査と事業所アンケート調査を実施し、2015（平成27）年5月からは、庁内施策検討会議による素案の協議を進め、意識調査結果や国の第4次基本計画の考え方を反映して、2017（平成29）年〇月に、名張市男女共同参画推進審議会からの答申案に基づいて、「第2次名張市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第2章 基本目標と計画の体系

1. 基本目標

「名張市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえて、次の4つの基本目標と12の重点課題を掲げて施策を推進します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

家庭、地域、働く場における男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動や情報提供などを通して、社会制度・慣行の見直しに取り組みます。また、子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成に向けた保育・教育を推進するとともに、家庭、地域における学習や国際的協調の推進に努めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政、地域、働く場などにおける政策・方針決定の場への女性の参画拡大や人材育成を推進するとともに、雇用における男女の均等な機会の確保や女性の就労、能力開発などエンパワーメントのための支援などに努めます。また、防災における男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

働き方の見直しや家庭における男性の家事・子育て・介護などへの参画促進とワーク・ライフ・バランスの推進に努めるとともに、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や高齢、障害、貧困などの困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備に取り組むことにより、仕事と家庭生活、社会活動の両立支援を進めます。

基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される環境づくり

DVやハラスメントなどの性別による差別的な扱いや暴力の根絶に向けた相談体制、被害者救済などの取組や、性的マイノリティとされる人たちへの理解の促進を図るとともに、メディアにおける人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。また、男女の生涯にわたる健康の保持促進と性差に応じた相談体制の充実など、健康支援の推進に務めます。

2. 計画の体系

基本目標	重点課題	施策の方向
I 男女共同参画意識の確立	①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	1 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり
		2 働く場における男女共同参画の意識づくり
	②あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的協調	3 子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成
		4 家庭・地域社会における教育、学習の推進
		5 国際的協調の推進
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	③政策・方針決定過程への女性の参画拡大	6 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		7 審議会等における積極的な女性の登用
		8 事業所・地域におけるポジティブアクション(積極的改善措置)の促進
	④地域における男女共同参画の推進	9 地域づくり組織等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		10 人材育成のための講座等の実施
	⑤働く場における男女共同参画の推進	11 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
		12 農林業、商業等の自営業者への支援
		13 女性の就労・能力開発のための支援
	⑥防災における男女共同参画の推進	14 防災分野における女性の参画拡大
		15 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
III 家庭生活と社会活動の両立支援	⑦家庭生活における男女共同参画の推進	16 男性の積極的な家事・育児・介護への参加
		17 ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発
	⑧男女がともに安心して子育てができる環境の整備	18 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実
		19 地域で子どもを育てる環境づくり
	⑨高齢、障害、貧困などの困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	20 単身世帯、ひとり親世帯等に対する支援の充実
21 高齢者、障害者が安心して暮らせる支援の充実		
IV 男女の人権が尊重される環境づくり	⑩男女の人権尊重	22 性別に左右されない人権尊重の意識づくり
		23 メディア等における人権尊重
	⑪あらゆる暴力の根絶	24 権利侵害についての相談体制の充実
		25 DV防止対策及び被害者支援の充実
		26 セクシュアルハラスメント等の防止
		27 生涯にわたる男女の健康保持促進
	⑫男女の生涯にわたる健康の確保	28 性差に応じた健康支援の推進

第3章 基本目標と重点課題

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

重点課題①

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

■現状と課題

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会を形成するためには、男女共同参画に対する理解と意識の形を進める必要があります。

名張市男女共同参画推進条例では、「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直す」ことを規定しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった高度経済成長期を通して形成された固定的な性別役割分担意識や「男だから、女だから」ということだけで、働き方やさまざまな活動、生き方までもが制限されるような性差に対する偏見、さらに長い歴史の中で培われてきた社会制度や慣行にもとづくジェンダー（社会的性別）（※）は日常生活の中で依然として根強く残っています。

2014(平成26)年5月に実施した総合計画にかかる市民意識調査による、固定的な性別役割分担意識は若い世代を中心に解消しつつありますが、一方で、同年10月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女の地位について、男性が優遇されていると答えた人の割合が男女とも高く、実態としての男女平等が進んでいない結果となっています。

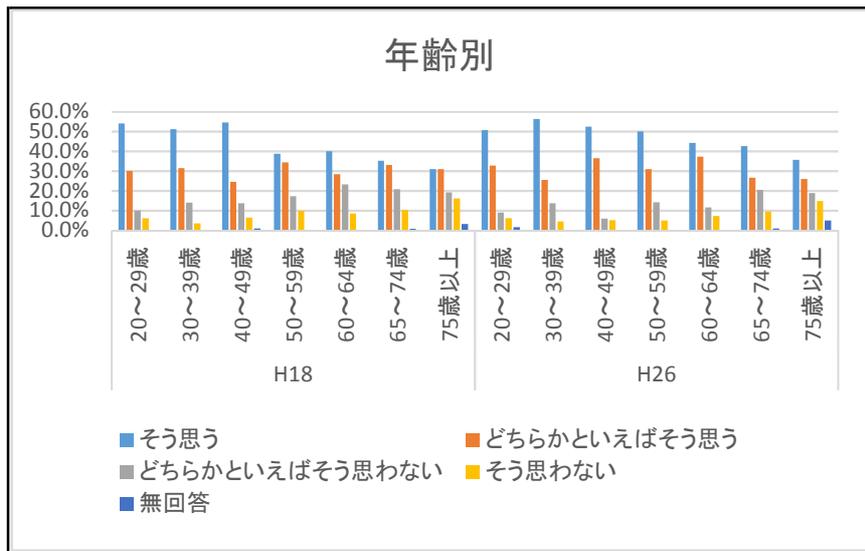
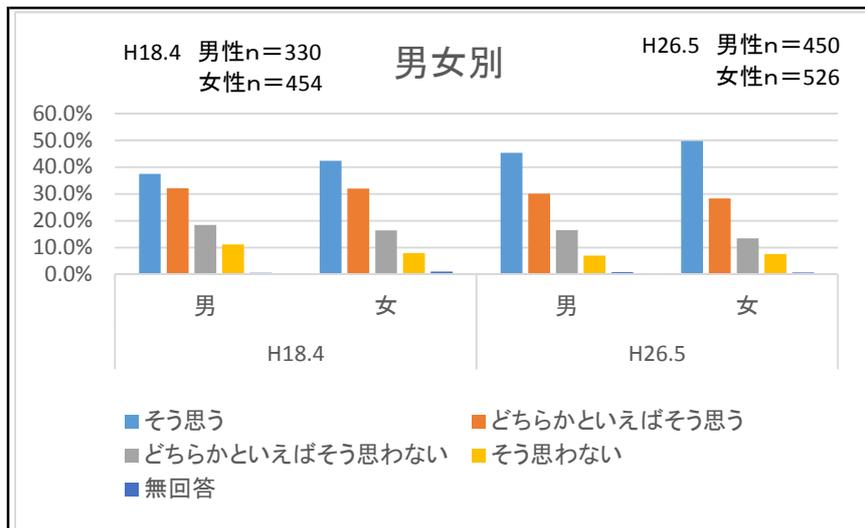
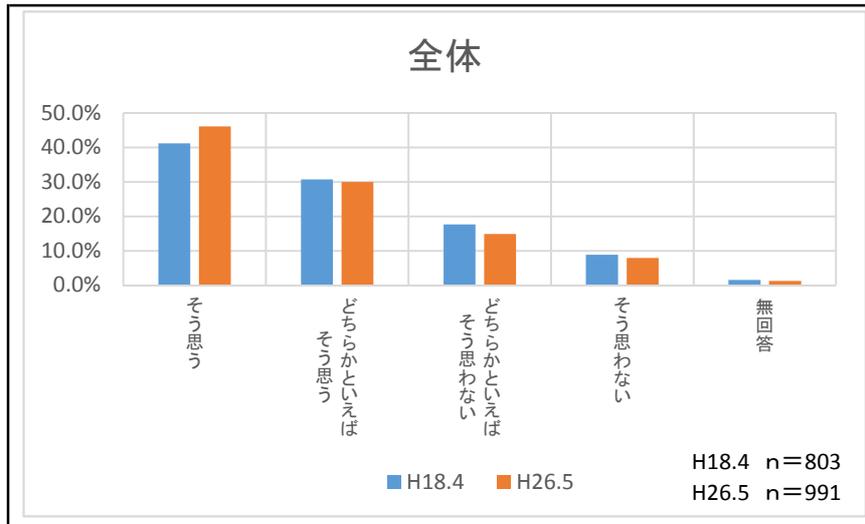
このように意識と実態に大きな違いがある中で、長時間労働の縮減など働き方の見直しを推進し、さまざまな分野へ女性が参画できる環境を整えるとともに、働き方や暮らし方の意識を改革することが、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながることを理解する必要があります。

そのためには、市民、事業者、地域、市が一体となって、家庭や学校、働く場、地域など身近なところから、男女平等と男女共同参画の意識づくりの取組を積極的に進めることが必要です。

※ジェンダー（社会的性別）

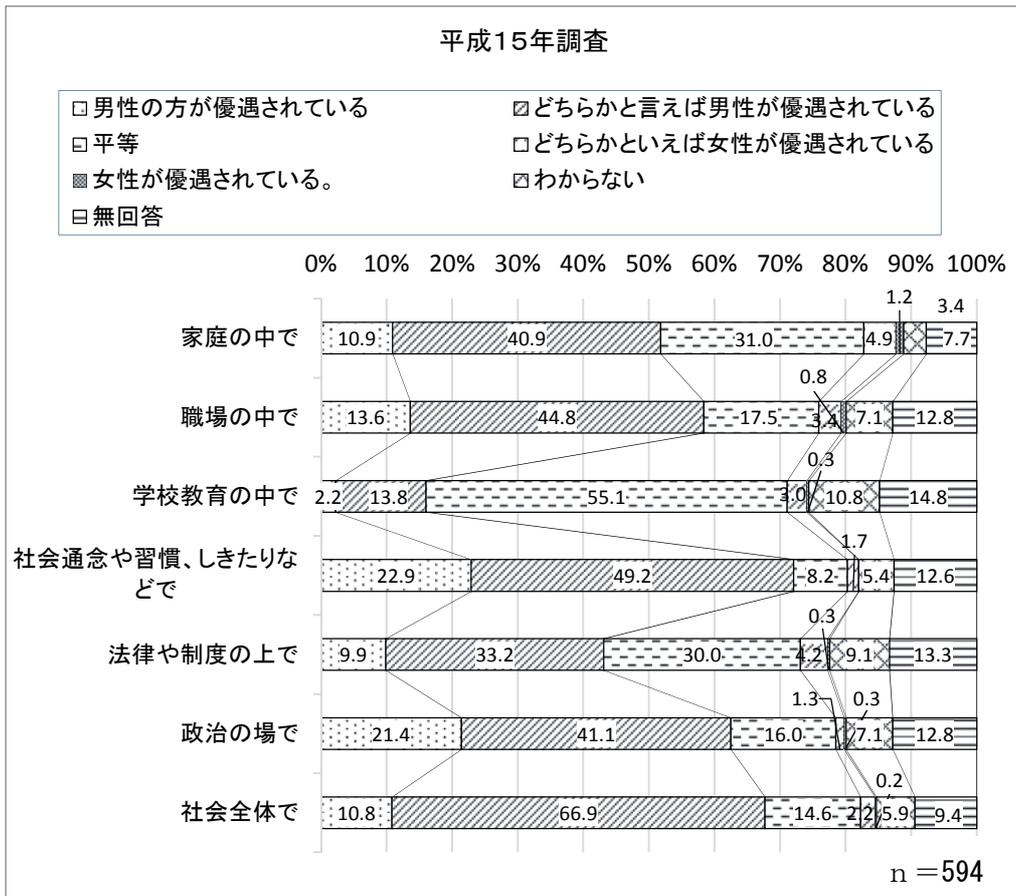
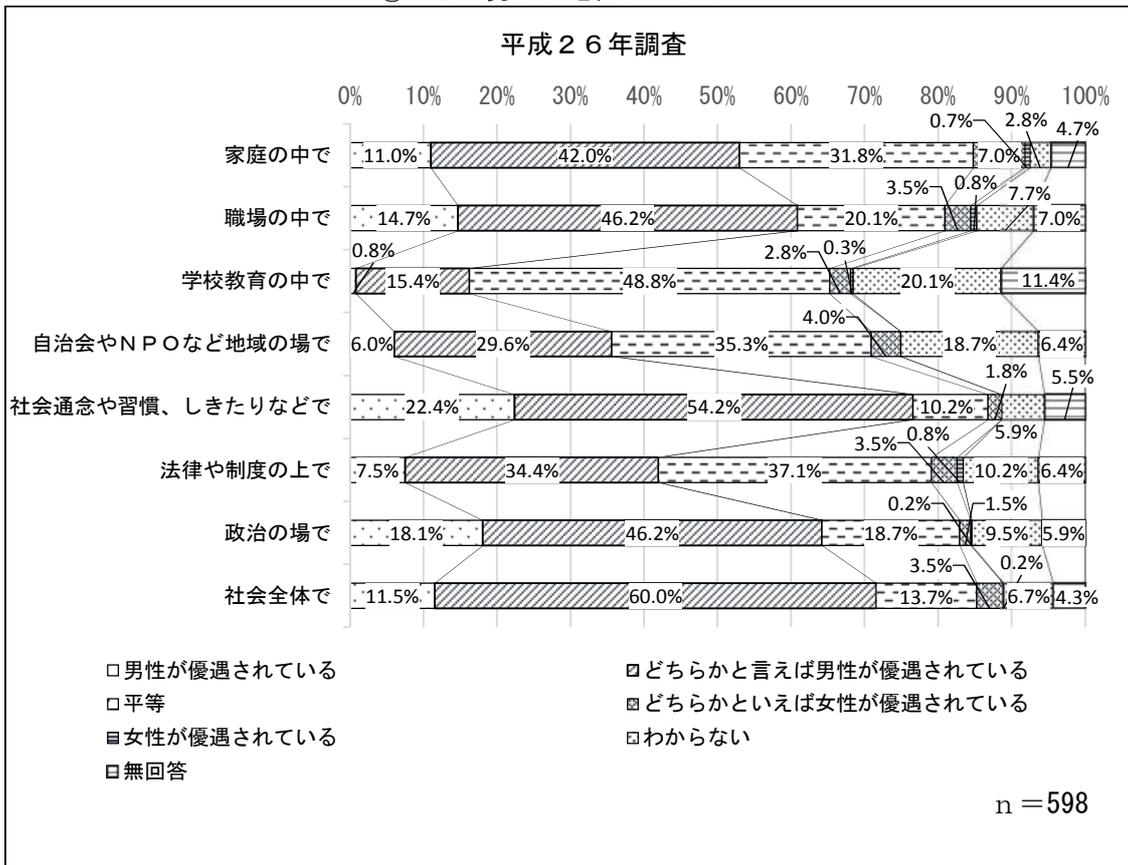
人間には生れついで生物学的性別（セックス／SEX）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性・女性の別をジェンダー／gender（社会的性別）という。

①-1 性別による固定的役割分担意識について
 「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」市民の割合



資料：総合計画にかかる市民意識調査（平成18年4月、平成26年5月）

①-2 男女の地位について

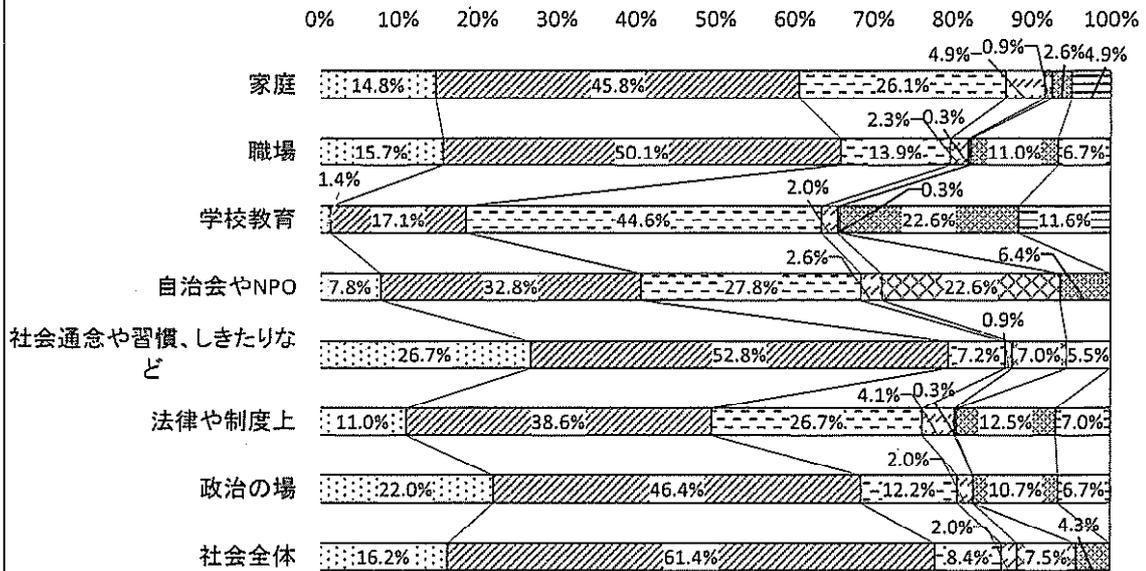


資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年10月）

男性

- 男性が優遇されている
- 平等
- 女性が優遇されている
- 無回答
- どちらかと言えば男性が優遇されている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- わからない

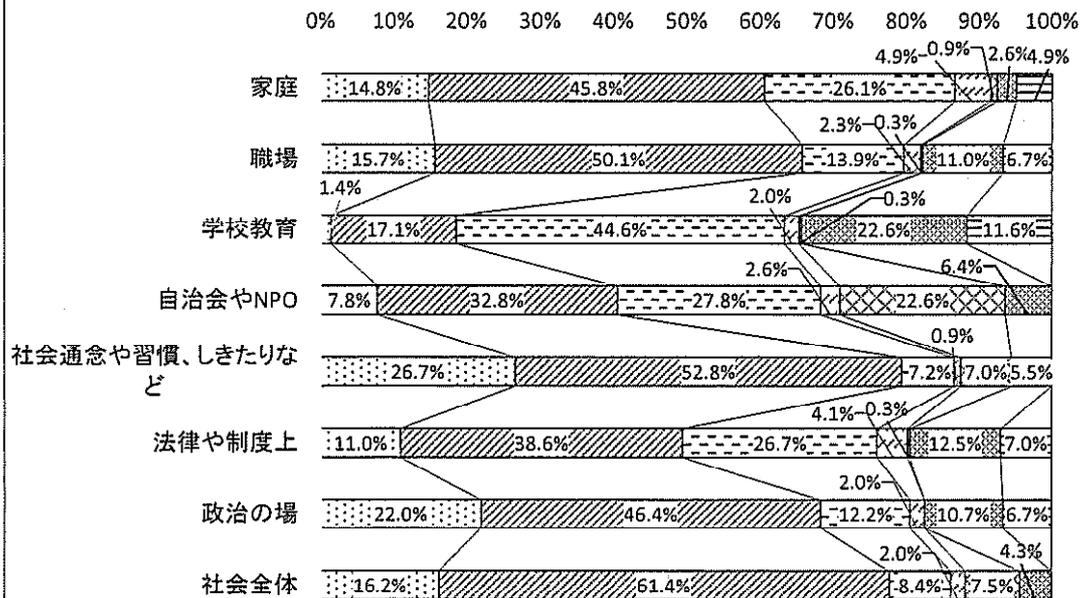
n=242



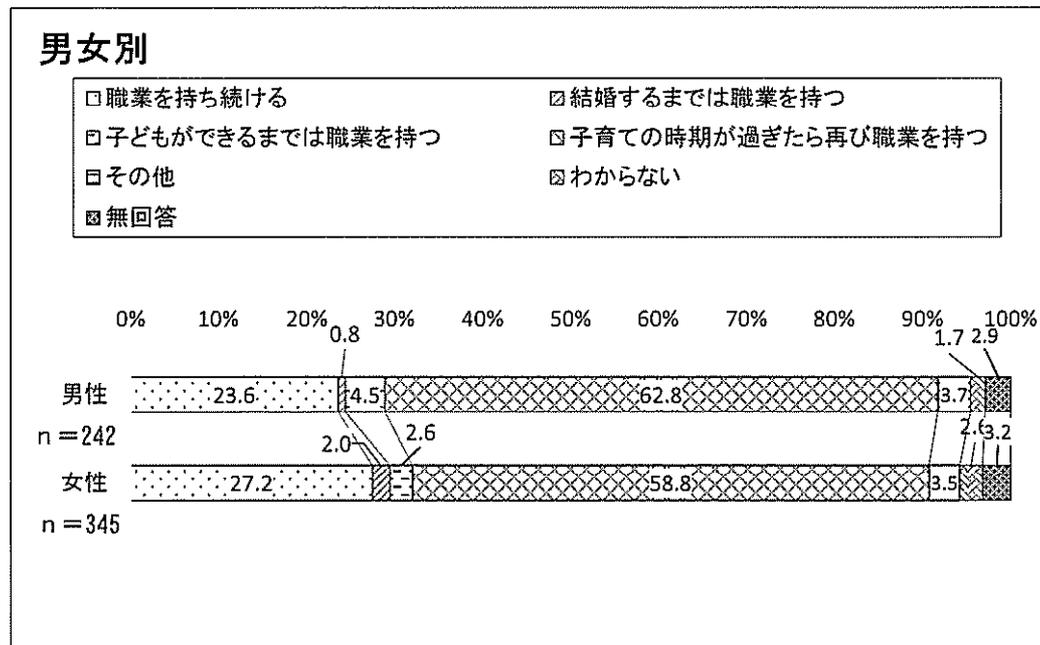
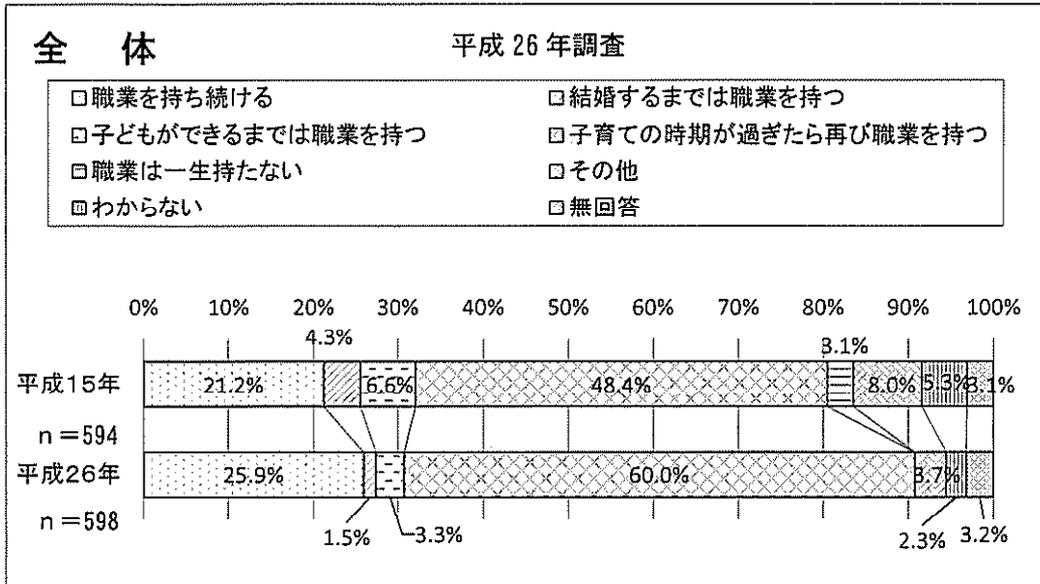
女性

- 男性が優遇されている
- 平等
- 女性が優遇されている
- 無回答
- どちらかと言えば男性が優遇されている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- わからない

n=345

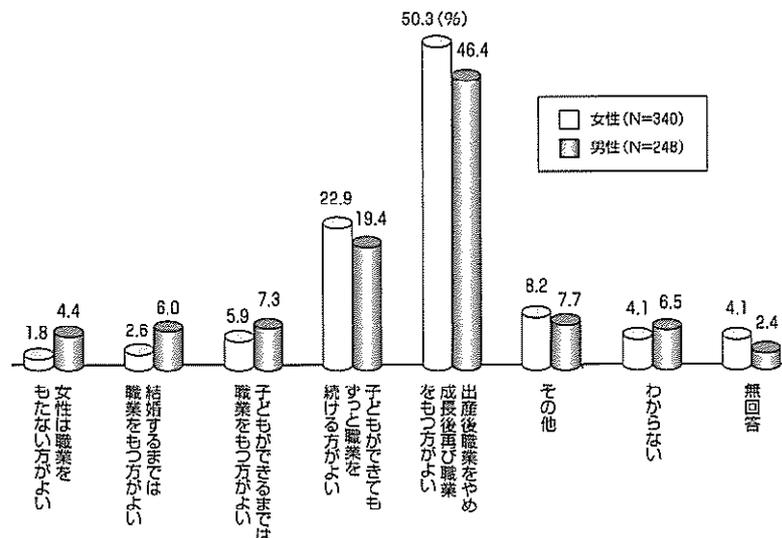


①-3 女性が職業を持つことについての考え



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 26 年 10 月）

平成 15 年調査



資料：「名張市男女共同参画推進に関する基礎調査」

施策の方向 1 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
1	市広報、ホームページ等のメディアを通じた市民への意識啓発	広報なばりでの特集記事掲載や市ホームページ、庁内掲示板、FMラジオなど、あらゆるメディアを通じて、市民への意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
2	市民や市民活動団体等との協働による意識啓発	市民や市民活動団体等と協働・連携して、男女共同参画週間行事やフォーラムの開催等啓発を行います。	
3	「男女共同参画を考える日」を活用した意識啓発	性別による固定的役割分担意識や社会制度・慣行の見直しなどのため、毎月22日の「男女共同参画について考える日」を活用して、啓発メッセージを発信します。	
4	男女共同参画センターでの情報発信、意識啓発	男女共同参画推進の拠点として、学習・交流・相談等の場の提供とともに、情報収集や「参画つうしん」等の情報提供による意識啓発を行います。	
5	市民、市民活動団体や地域への意識啓発	男女共同参画に関するイベントや出前トークの開催等を通して、市民、市民活動団体や地域への意識啓発を行います。	
6	「名張男女共同参画推進ネットワーク会議」等への支援や連携による啓発	「名張男女共同参画推進ネットワーク会議」や地域づくり組織等への支援や連携により、市民への意識啓発を行います。	
7	市民活動団体等への情報発信	市民活動支援センターで、市民主体のまちづくり、男女共同参画意識の向上を図るため、情報収集、情報交換、交流の場の提供を行います。	地域経営室

施策の方向 2 働く場における男女共同参画の意識づくり

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
8	働く場における男女共同参画意識の普及啓発	関係機関と連携して、女性活躍推進法等の普及啓発や男女共同参画を進めている企業の事例紹介など、事業所への啓発を進めます。	商工経済室

重点課題②

あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解と国際的協調

■現状と課題

個人の価値観やライフスタイルが多様化した現代において、男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解と意識の形成を進める必要があります。

しかし、実際には、男女共同参画という言葉は浸透しつつありますが、関連する法令や制度についての認識は、今なお十分ではありません。

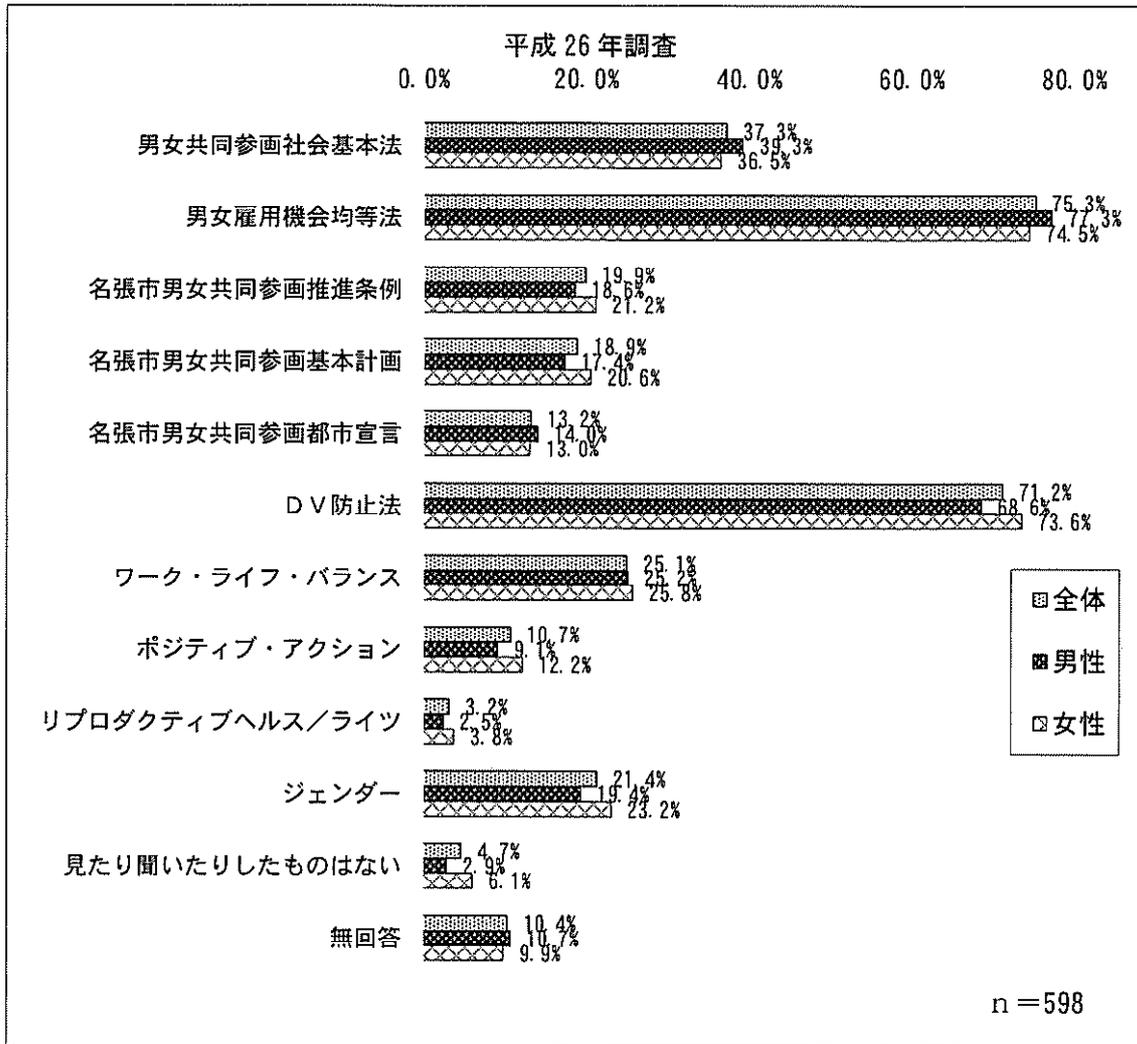
市民一人ひとりの意識を高め、男女が自立した一人の人間として、個性や能力を十分に発揮するためには、家庭や学校、地域などにおける教育や学習の果たす役割が大変重要です。

なかでも、次代を担う子どもたちが健やかに、そして個性と能力を十分に発揮できるよう、また、子どもの最善の利益に配慮して育んでいくために、学校・幼稚園・保育所(園)などにおいて、自己形成の基礎となる時期の男女共同参画に関する教育・保育を推進していくことが重要です。このことは、性別にとらわれない自分らしい生き方を選択する力を身につけるとともに、男女共同参画についての正しい考え方を身につけた将来の社会を担う市民を育成する上でも大切なことです。

また、男女共同参画社会の形成は、国際社会における活動と密接に関係しており、国の男女共同参画社会基本法では、基本理念の一つとして「国際的協調」を掲げていますが、女性の社会進出と活躍の分野では、世界の国々の状況と比較して、依然として低い水準にとどまっています。

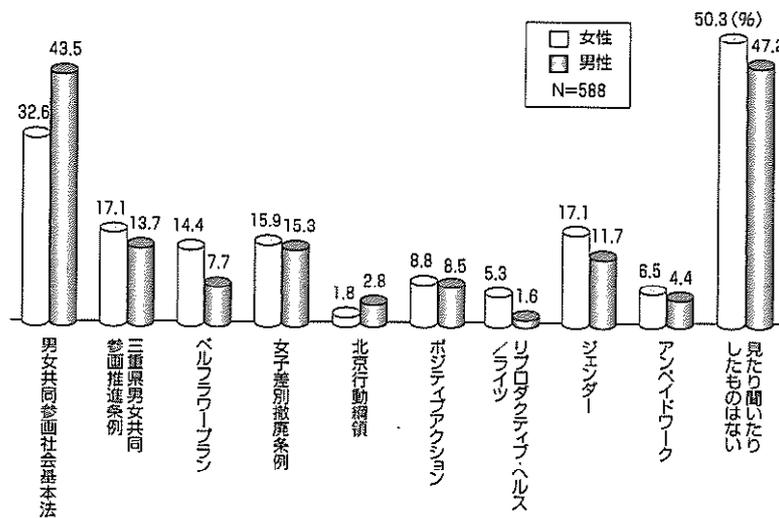
一人ひとりが国際社会の一員としての意識を高め、社会で多様な個性や能力を十分に発揮することができるよう、情報の収集や提供、外国人との交流、国際理解のための教育などを通じて、国際的協調に努めることが必要です。

②-1 男女共同参画に関係する政策・法律などの認知度



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 26 年 10 月）

平成 15 年調査



資料：平成15年「名張市男女共同参画推進に関する基礎調査」

②-2 日本のジェンダーギャップ指数（G G G I）

ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムが毎年発行する各国における男女格差をランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータが作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味します。

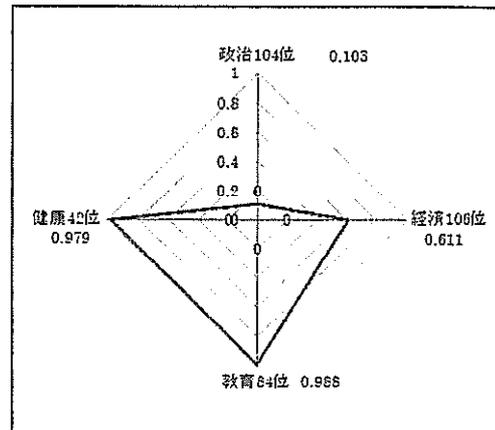
2015年のデータで、日本は145か国中101位でした。

国別ランキングでは、1位アイスランド 2位ノルウェー 3位フィンランド 4位スウェーデン 5位アイルランド アジアでは、フィリピン7位 モンゴル56位 タイ60位 中国91位 韓国115位でした。

分野別では

経済と健康が順位を下げ、政治と教育の順位が上がり、総合のランクアップになっています

分野	2015年		2014年		2013年	
	指数	順位	指数	順位	指数	順位
政治	0.103	104位 ↑	0.058	129位	0.060	118位
経済	0.611	106位 ↓	0.618	102位	0.584	104位
教育	0.988	84位 ↑	0.978	93位	0.976	91位
健康	0.979	42位 ↓	0.979	37位	0.979	34位
総合	0.670	101位 ↑	0.658	104位	0.650	105位



資料：特定非営利活動法人日本B P W連合会

施策の方向 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解と自己形成

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
9	男女平等教育・保育の充実	家庭支援推進保育士と人権・同和教育推進教諭が中心となって、幼児がお互いを尊重し認め合うことの大切さに気づくことができるよう、男女平等保育・教育を進めます。	保育幼稚園室
		人権教育担当者と道徳教育推進教師が連携し、年間指導計画に位置づけ、総合的な学習の時間、家庭科、道徳、特別活動等を活用し、男女共同参画・男女平等を視点とした授業を進めます。	学校教育室
10	キャリア教育の推進	総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育のなかで、男女の性にとらわれず、個性に応じた将来への展望を持たせられるよう、授業を行います。	学校教育室
11	進路指導での働きかけ	進路指導のなかで、男女共同参画の視点での将来展望を持たせると同時に、保護者に対して男女共同参画の視点での進路指導のあり方を説明します。	
12	教育・保育関係者への研修の実施	各園の年間研修計画に男女共同参画研修を位置づけ、定期的・継続的に研修を実施します。	保育幼稚園室
		男女平等教育実践に向けての研修会、男女共同参画についての校内研修を行います。	学校教育室
13	保護者への啓発活動	懇談会や研修会の開催等、保護者を対象とした男女共同参画を推進するための啓発活動を進めます。	保育幼稚園室
		児童・生徒の取組のために聞き取りをしたり、取組内容を保護者に知らせたり、学級懇談会等のPTA活動を通して、保護者への啓発を進めます。	学校教育室

施策の方向 4 家庭・地域社会における教育、学習の推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
14	地域での研修の実施	地域づくり組織主催の研修において、男女共同参画の意識づくりに結びつく講座の開催を働きかけます。	地域経営室
15	地域活動への参画の推進	男女を問わず、地域活動を始めるきっかけとなる講座やイベントを開催します。	文化生涯学習室

施策の方向 5 国際的協調の推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
16	国際的協調に関する情報の提供	国際的協調に関する情報を収集し、市の施策に反映させるとともに、市民への情報発信に努めます。	人権・男女共同参画推進室
17	外国人世帯や国際結婚をした世帯への交流支援	外国人世帯や国際結婚をした子育て中の父母が、生活様式や文化、風習が違うことで戸惑いを感じたことなどを語り合う場を設定し、交流を支援します。	子ども家庭室
18	国際理解教育の推進	ALT(外国語指導助手)を派遣し、英語科の授業充実と外国語活動の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ります。	学校教育室

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

重点課題③

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

■現状と課題

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程の場面においては、多様な視点や考え方を反映させるため、男女が対等に参画することが必要かつ望ましい姿であり、男女共同参画社会実現の前提となるものです。

国では、「2003(平成15)年に、『社会のあらゆる分野において、2020(平成32)年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する』との目標を掲げ、取組を進めてきた」(※1)が、「女性の参画は、諸外国と比べ低い水準にとどまっている」(※2)ことから、「女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務づける女性活躍推進法に基づき、適材適所の登用に留意しつつ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めていくべき」(※3)としています。

本市でも、男女共同参画推進条例にポジティブ・アクション(積極的改善措置)(※4)を定め、2009(平成21)年までに、すべての審議会の委員を総計して、男女どちらか一方の委員の割合が40%未満にならないことを目標に掲げ、達成に努めてきましたが、2015(平成27)年4月現在で25.7%となっており、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいるとはいえない状況です。

また、事業所における管理職への女性の登用についての事業所アンケート調査では、約7割の事業所が登用に肯定的ですが、実際には、管理職に就くべき人材の育成が課題となっています。

「女性活躍推進法」に基づき、市が行政分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、事業所に向けた女性の管理職などへの参画拡大への働きかけと人材育成のための取組を進める必要があります。

※1.2.3 国の「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方第2部 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」より引用

※4 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

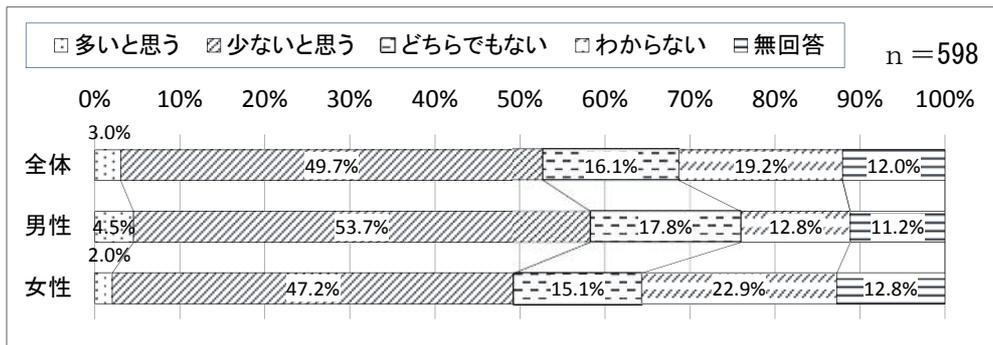
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思において社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を解消するために必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

③-1 政策・方針決定過程への女性の割合

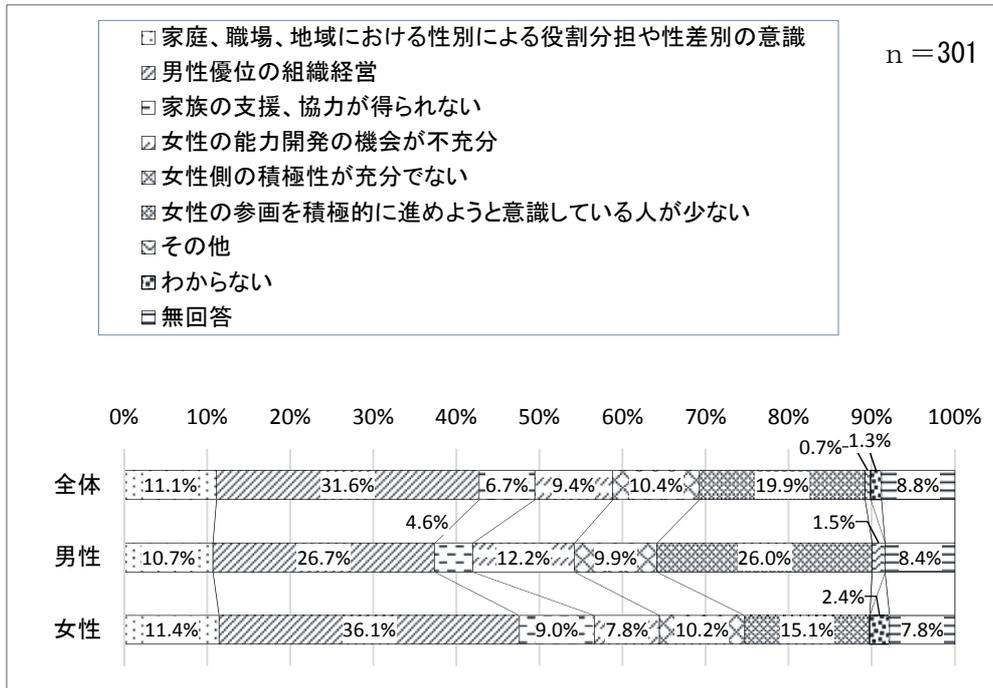
年度	平成 18 年	平成 26 年
審議会等委員	28.2%	25.7%
市管理職	31%	27.7%
市議会議員	25%	30%

資料：名張市人権・男女共同参画推進室調査（平成 27 年 4 月）

③-2 政治・行政・事業所や地域における政策等の方針決定の場への女性の参画の割合



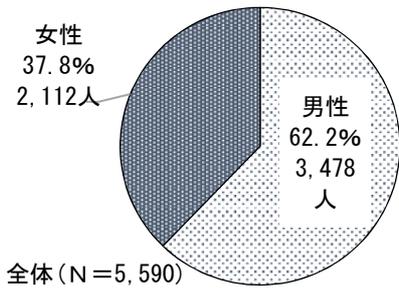
③-3 政治・行政・事業所や地域における政策等の方針決定の場への女性の参画が少ない理由



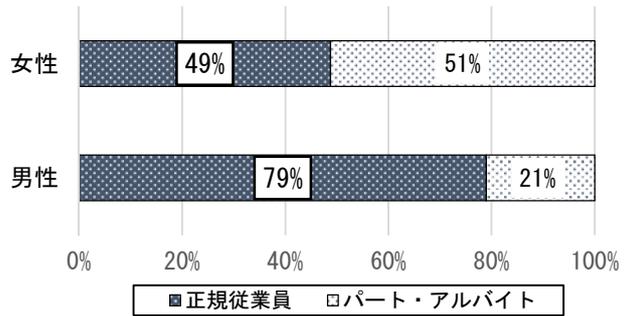
資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 26 年 10 月）

③-4 市内事業所の雇用状況と管理職数について

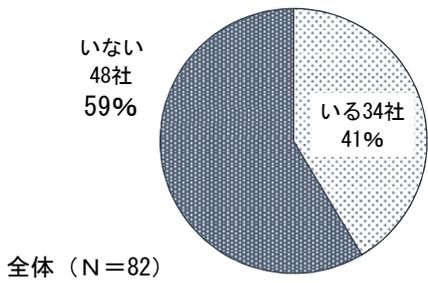
【従業員の男女構成比】



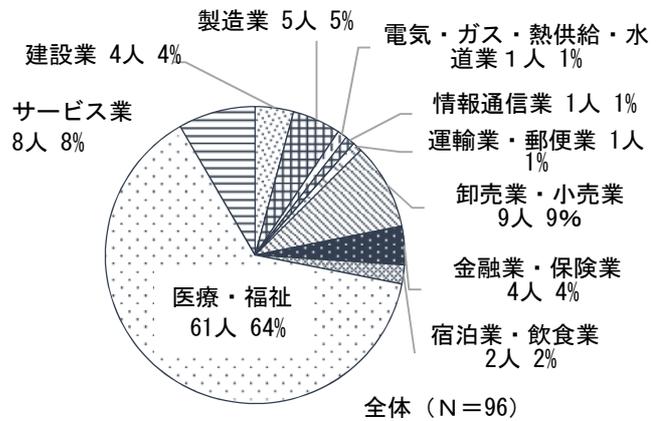
【男女の雇用形態別構成比】



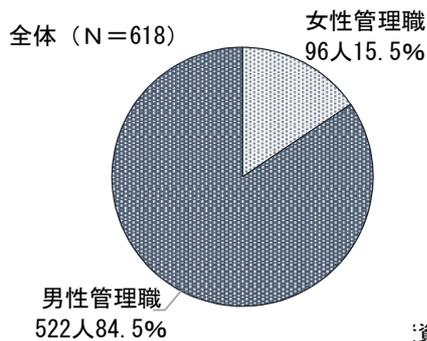
【女性管理職の有無】



【業種別の女性管理職数】

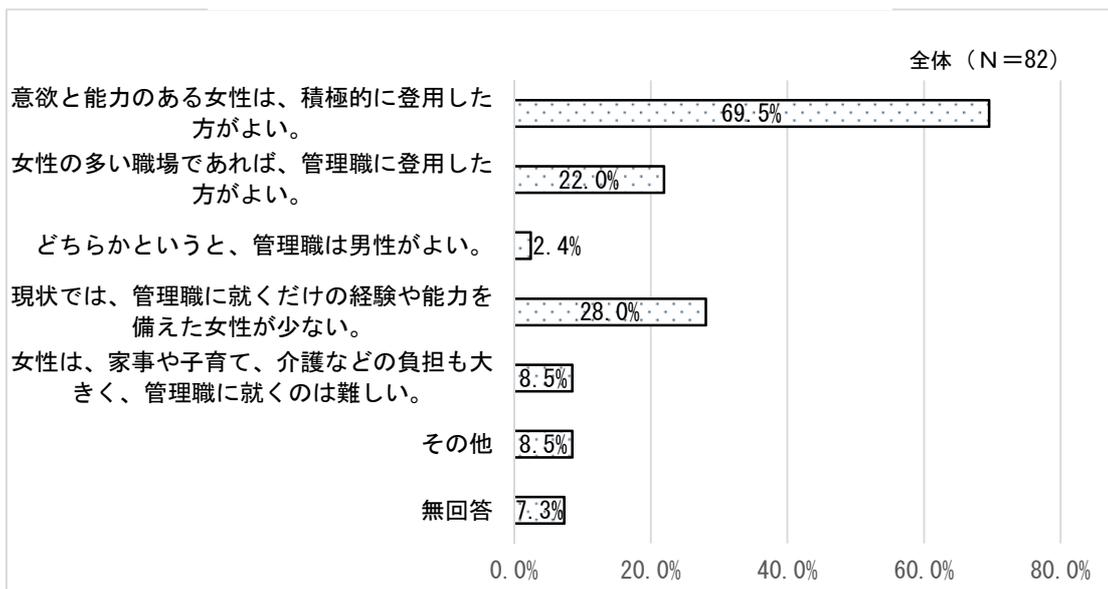


【管理職の男女比】



資料：2014年10月「名張市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」

③-5 女性が管理職に就くことについて



資料：2014年10月「名張市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」

施策の方向 6 行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
19	研修への参加機会の確保	男女ともに管理職登用に向けた研修や出産、介護等により長期休暇を取得した職員へのフォローアップ研修等を実施します。	人事研修室
20	人材の適正配置	職員の意欲と能力の把握に努め、性別にとらわれない適材適所の人事配置、昇進管理を行います。	

施策の方向 7 審議会等における積極的な女性の登用

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
21	審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	指針に基づき、「男女いずれかが40%を下回らないこと」を目標に、男女の委員をバランスよく登用するよう働きかけます。	行政改革推進室

施策の方向 8 事業所・地域におけるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
22	男女共同参画推進員による啓発	各地域に男女共同参画推進員を設置し、地域での意識啓発やポジティブ・アクション(積極的改善措置)への取組を進めるよう働きかけを行います。	人権・男女共同参画推進室
23	事業所への積極的改善措置の働きかけ	女性の管理職への登用等、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の有効性の周知及びその取組への働きかけを行います。	商工経済室

重点課題④

地域における男女共同参画の推進

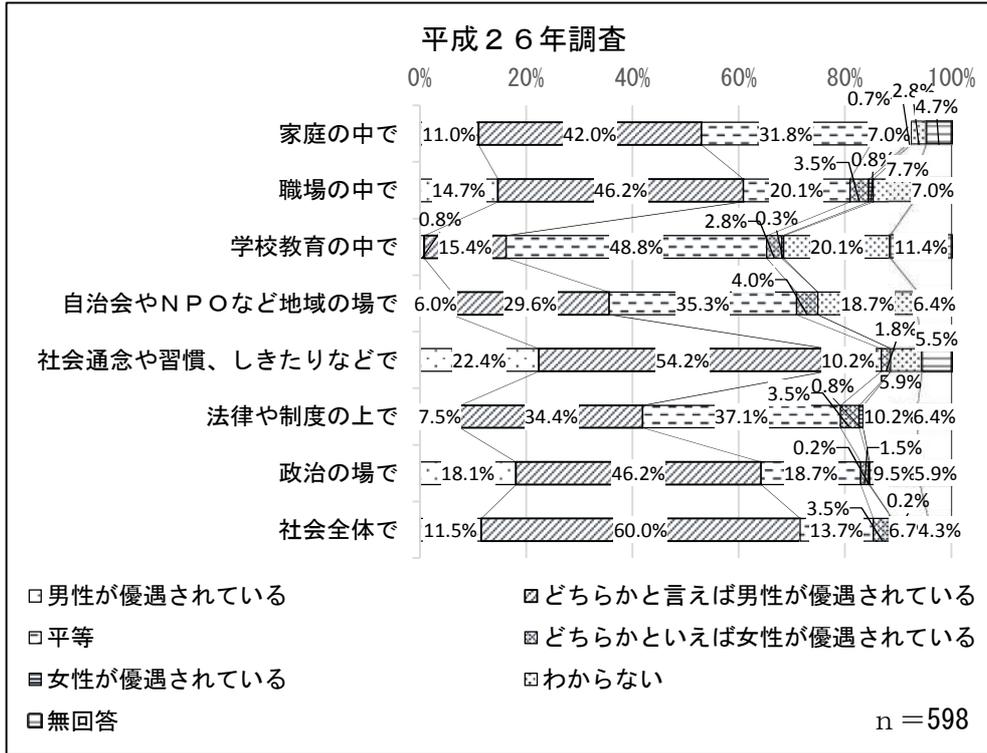
■現状と課題

地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等家族形態が変化する中、地域力を高めていくためには、最も身近な暮らしの場である地域社会においても、男女がともに構成員として、個性や能力を認め合い、対等な立場で互いに協力することにより、誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが必要です。

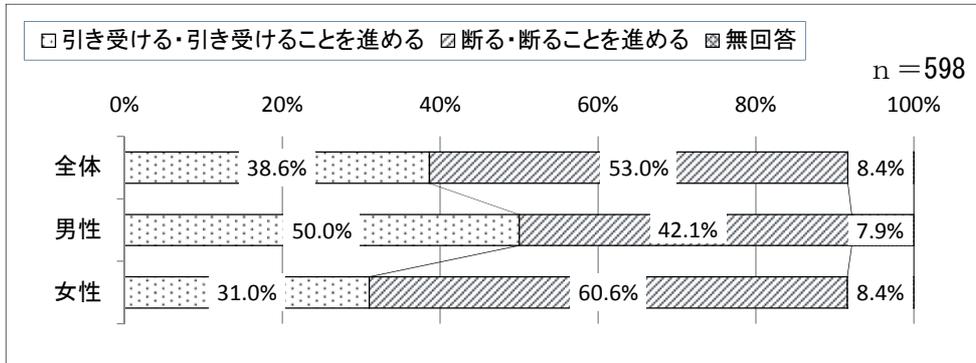
当市においては、市民が地域づくり組織の活動に積極的に参加していますが、固定的な性別役割分担意識や社会制度・慣行が根強く残っており、依然として男性が優位な状況に変わりはありません。

地域活動においても、これまでの意識や活動のあり方を見直し、男女共同参画の意識を持つことが必要であり、多様な市民の地域活動への参画と、リーダーとしての女性の参画を推進するため、特に女性が積極的に参加し、リーダーとして能力を発揮しやすいよう環境を整えるとともに、さまざまな機会を通じて、啓発活動や人材の育成などを行っていくことが必要です。

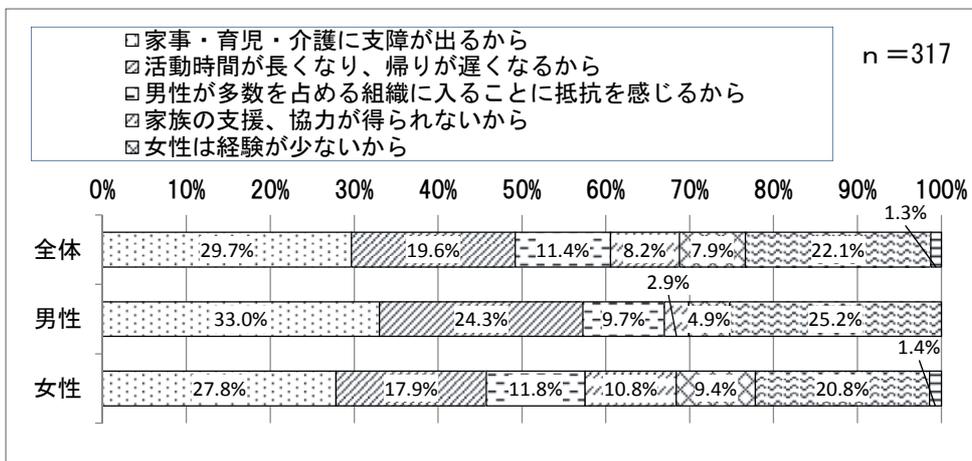
④-1 男女の地位について



④-2 地域づくり組織やPTA会長などへの推薦の対応
(女性…本人 男性…妻などの身近な女性)



④-3 推薦された場合「断る・断ることを勧める」理由



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年10月）

施策の方向 9 地域づくり組織等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
24	PTA活動における女性リーダーの参画への働きかけ	PTA活動において女性が役員等リーダーとして参画しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	人権・男女共同参画推進室
25	地域活動団体の女性の参画拡大への働きかけ	男女を問わず、多くの人が地域の活動などに参加しやすい環境づくりへの働きかけを「名張ゆめづくり協働塾」の開催等を通じて行います。	地域経営室

施策の方向 10 人材育成のための講座等の実施

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
26	講座や学習機会の提供による人材育成	女性が地域での方針決定の場に参画し、責任を担うことができるよう、各種講座や研修会等の学習機会を提供し、人材育成を行います。	人権・男女共同参画推進室
27	研修会の開催や運営ボランティアの育成による人材育成	「名張ゆめづくり協働塾」を開催し、男女を問わず多くの人が地域の活動などに参加できるよう人材育成を行うとともに、地域での研修会の運営ボランティアを育成します。	地域経営室

働く場における男女共同参画の推進

■現状と課題

働くことは、生活の経済的な基盤であり、人が自立して生きていくための重要な要素です。急速な少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、社会経済状況の変化等のなか、女性が個性と能力を十分に発揮し、責任ある仕事をすることで、企業運営等に多様な価値観をもたらします。このことは、長時間労働の縮減など男性の働き方の見直しを図り、男性にとっても働きやすい環境を整えることで、働きたい人が性別や年齢にかかわらず、その能力を十分に発揮できるダイバーシティ（人材の多様性）の推進につながります。

こうした中、国は、「男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などの働き方(男性中心型労働慣行)が依然として根付いており、女性が十分活躍できない原因」であるとしています。また、「第1子出産を機に、特に非正規雇用の女性が離職する割合が高いことから、約6割の女性が離職し、女性の労働力率が子育て期にあたる30歳代で低下する状況（労働力率のM字型カーブ問題）に変わりはなく、さらに、長時間労働は、子育てや介護などへの男性の主体的な参画を困難にし、結果として、女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、自己啓発や地域活動への参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因となっている」としています。

男女がともに働きやすい職場づくりを推進するためには、「女性活躍推進法」に基づく女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定や、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入をはじめとした男女間の性別による格差解消に向けた取組等を積極的に働きかける必要があります。

また、事業所の規模や職種によって、取組みを進めていくには難しさがあることは確かですが、非正規雇用の処遇改善や育児・介護休業の取得促進など、事業所にとってのメリットがあることを含め働きかけていくことが重要です。

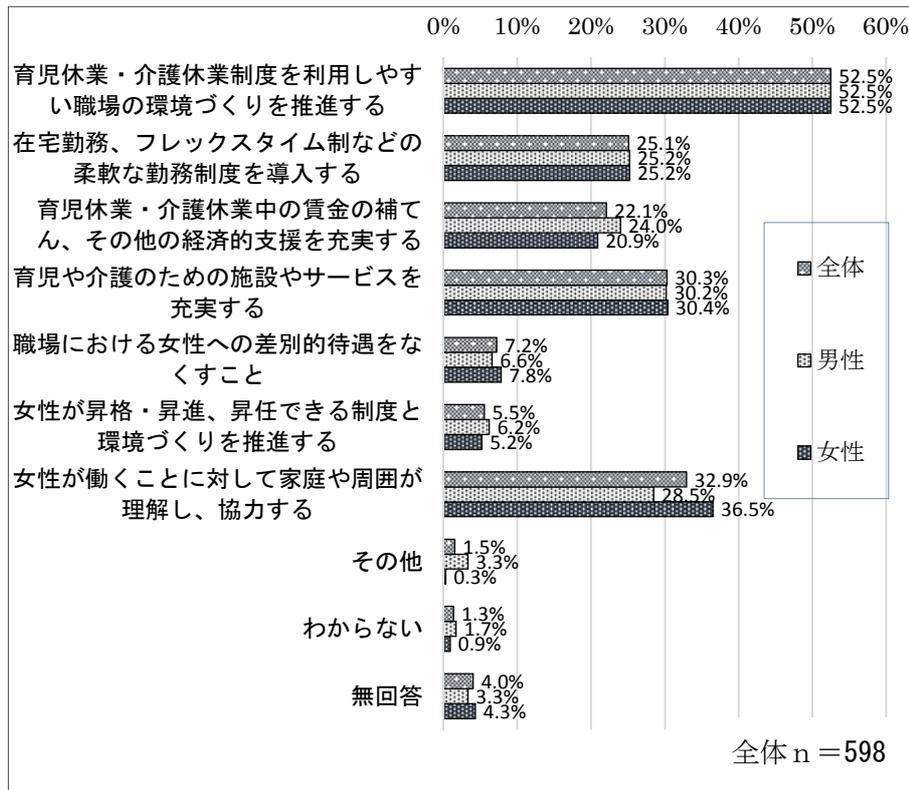
さらに、農林業や商業等自営業において、女性は仕事と家事・子育て・介護等も担っている場合が多くみられ、経営や意思決定過程への参画も十分ではありません。

こうしたことから、女性の経営等への参画促進やエンパワーメント※のための支援を行うとともに、女性の職業能力支援や再就職支援、創業支援、若者への就労支援などの取組が必要です。

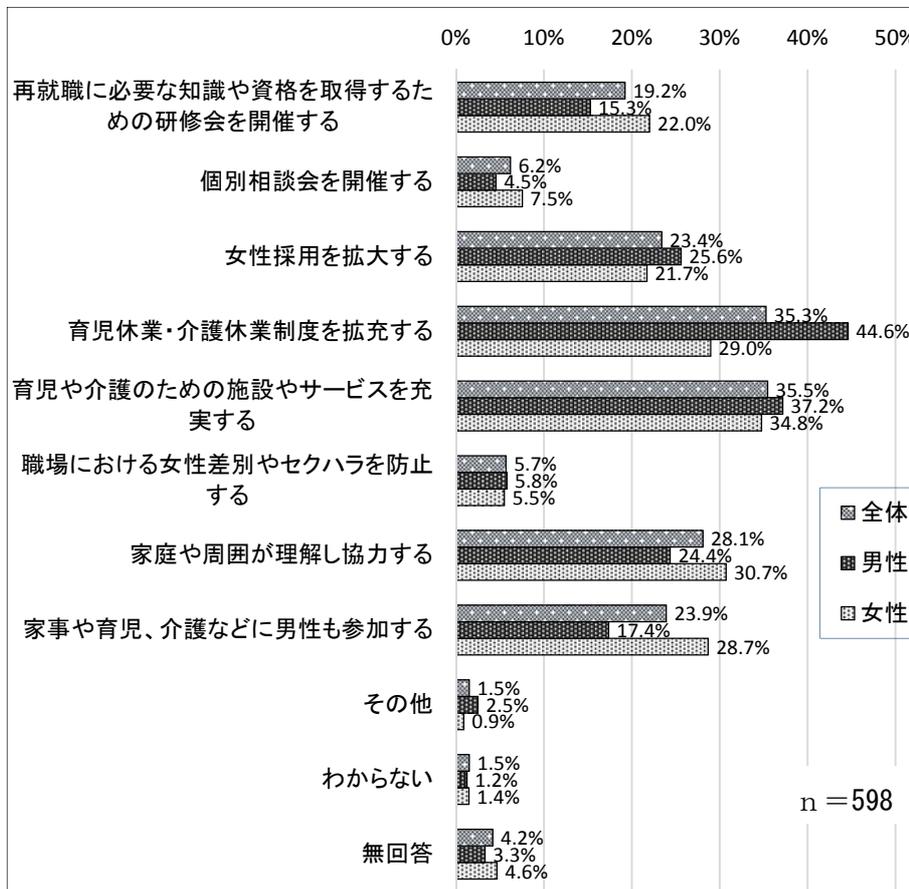
※エンパワーメント

力をつけること。女性が政治、経済、社会、家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方。

⑤-1 女性が、出産、子育て、介護などの理由で仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと

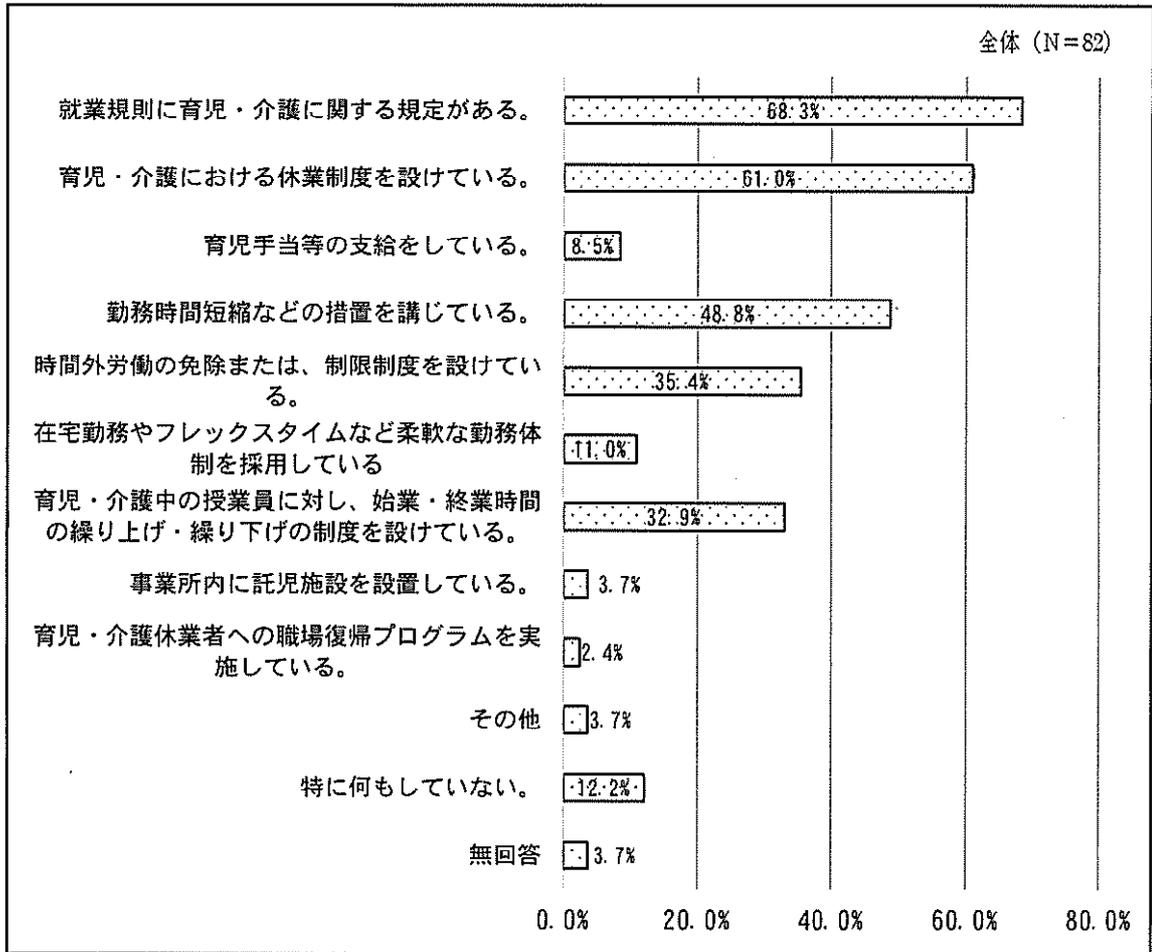


⑤-2 出産、子育て、介護などの理由で退職した女性が再就職するために必要なこと



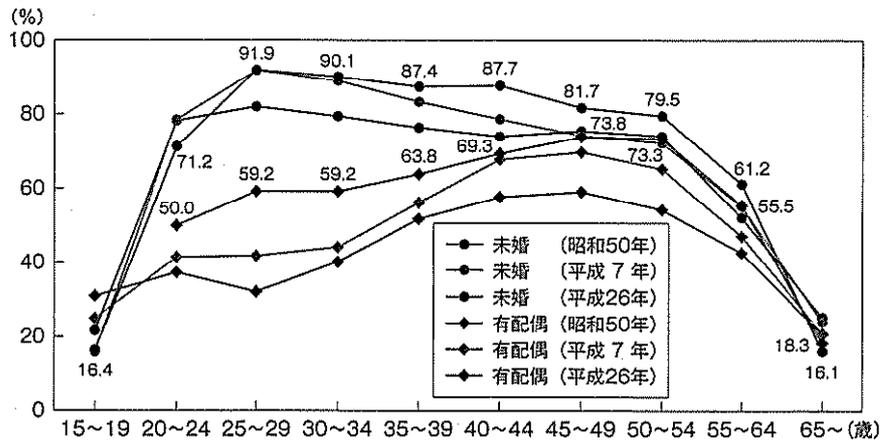
資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 26 年 10 月）

⑤-3 事業所での育児や介護との両立支援について



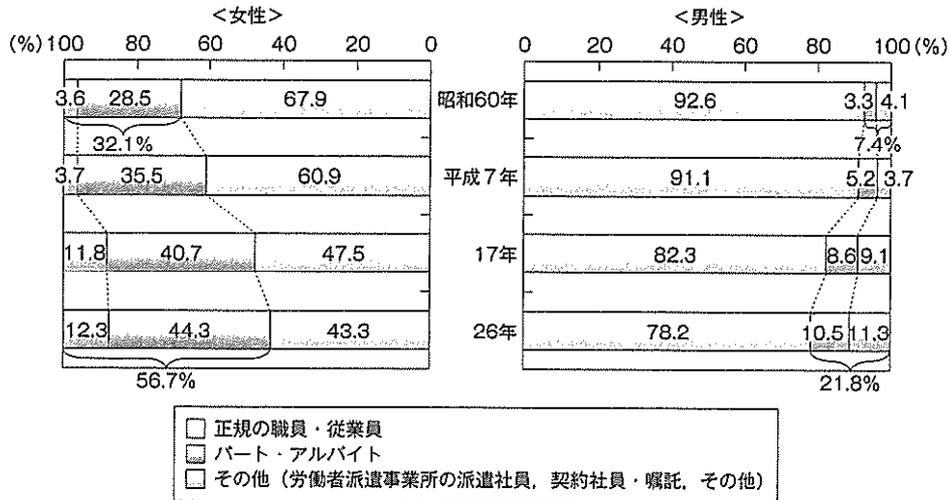
資料：2014年10月「名張市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」

⑤-4 女性の年齢階層別労働力率の推移



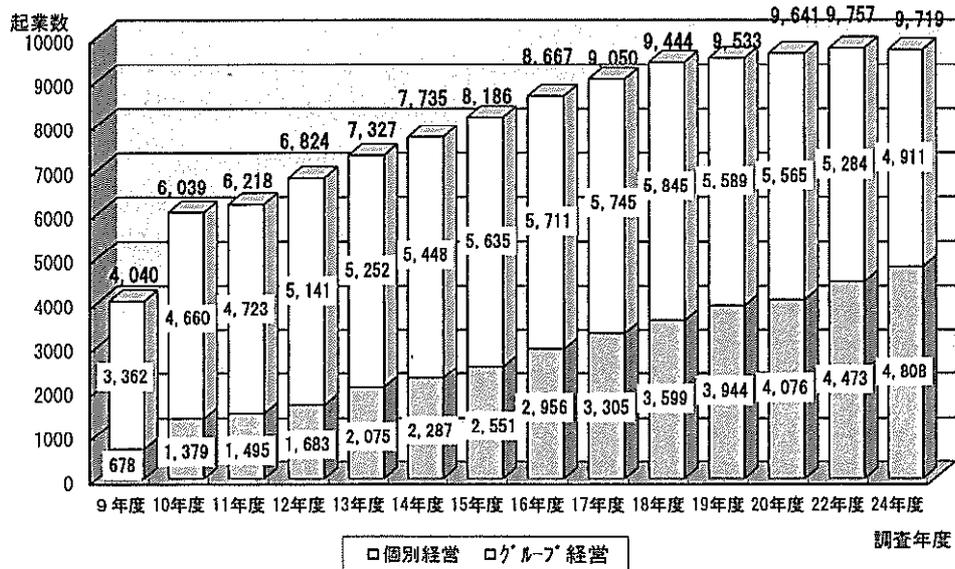
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
 3. 15~19歳有配偶(平成26年)の値は、該当する数値がないため、表示していない。

⑤-5 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(男女別)



(備考) 1. 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員(パート・アルバイト及びその他)」の合計値に対する割合。なお、小数点第二位を四捨五入しているため、内訳の計が100%とならないことがある。

⑤-6 農村女性起業数の動向



資料：農林水産省 平成25年度農村女性による起業活動実態調査結果

施策の方向 11 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
28	企業訪問等による各種制度の周知・啓発	関係機関との連携による企業訪問の実施や出前トーク等により、男女雇用機会均等法や育児休業法等の周知・啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
29	事業所アンケート調査の実施	事業所へのアンケート調査を定期的実施するとともに、調査結果をもとに施策への反映に努めます。	
30	事業所・市民への情報提供	事業所・市民への女性活躍推進法等労働に関する法律制度の情報提供や国、県が開催するセミナーへの参加を促す等の取組を行います。	商工経済室
31	労働相談窓口の周知	労働に関する相談窓口の周知とハローワーク等関係機関との連携を図ります。	
32	就業条件向上の啓発	パートタイマー・派遣労働者等、非正規雇用の就業条件の向上について、事業所・市民への啓発を行います。	
33	若者への就労支援	いが若者サポートステーションと連携し、若者の就労に向けた支援を行います。	

施策の方向 12 農林業、商業等の自営業者への支援

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
34	女性農業委員の複数確保	女性農業委員の継続確保及び増加を図ります。	農林資源室・農業委員会・農業支援センター
35	農林業・商工業等自営業者への意識啓発・支援	農林業に従事している女性が経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワーメントのための支援に取組みます。	農林資源室・農業委員会・農業支援センター
		商工業等自営業に従事している女性が経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワーメントのための支援に取組みます。	商工経済室
36	女性リーダーの育成支援	事業所に対し、女性管理職の登用を働きかけるとともに、女性の意識改革に向けた研修会の開催を働きかけます。	商工経済室

施策の方向 13 女性の就労・能力開発のための支援

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
37	創業のための支援	女性の創業成功事例を紹介する等、潜在的な創業意識を掘り起こす取組を進めるとともに、創業希望者に対する専門家による支援等を実施します。	商工経済室
38	就業相談・就労支援	ハローワーク、県等が実施している女性のための相談窓口の周知に努めるなど、女性の就業相談や就労支援に務めます。	
39	再就職への支援	再就職への支援のための講座・セミナーの受講を働きかけるとともに、技術取得や能力開発支援に関する情報提供を行います。	

防災における男女共同参画の推進

■現状と課題

災害への対策には、平常時からの防災対策が必要不可欠ですが、名張市は、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域に指定されており、より計画的で実効性のある防災・災害時対策を講じていくことが求められています。

東日本大震災では、避難所などでの不便な生活環境の下で、家事や子育てなどの家庭的責任に対する負担が女性に集中することに加え、女性が必要とする衛生用品などの生活必需品の不足や、授乳や着替えをする場所、トイレの確保などの問題が明らかになっています。

国では、こうした問題に対する防災・災害時対策に女性や子どもの視点を反映するため、平成25年5月に、防災、災害時に必要な対策・対応について、地方自治体が取組む際の指針を策定しています。

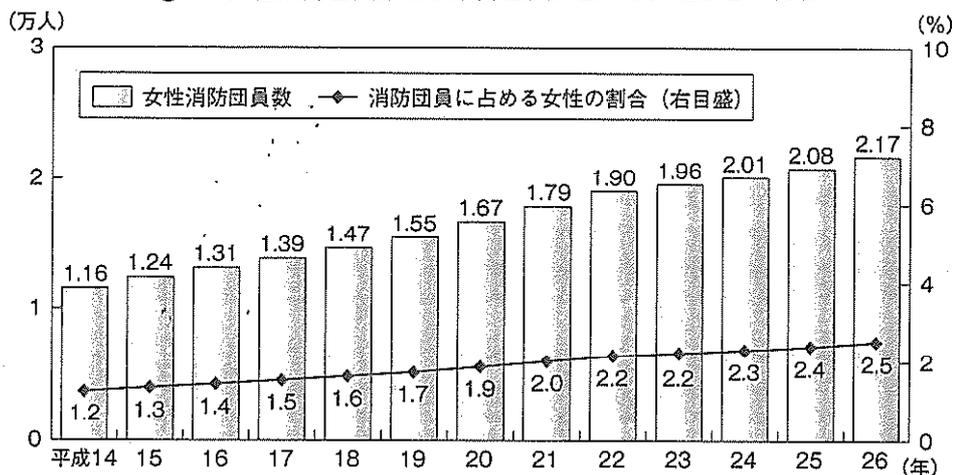
市では、災害時などに備え、地域づくり組織、基礎的コミュニティ（区、自治会）、民生委員・児童委員などが中心となり、日ごろから高齢者や障害者など特に支援が必要とされる人が、地域のどこに暮らしているのかを把握するとともに、支援が必要とされる人たちを支援する関係づくりが重要となるため、高齢者の一人暮らし世帯など災害時に何らかの支援が必要とされる人とその近隣における支援者を結ぶ「地域あんしんねっと」の取組を全地域で進めています。

今後においても、国の指針に沿って、消防団員や防災会議における女性の登用や政策・方針決定過程への参画など、防災分野における女性の参画拡大と災害時に支援が必要とされる人への対応に取り組むとともに、災害時の避難所運営や被災者支援などの体制の確立についても、自助、共助、公助の役割分担の中で、男女共同参画の視点に立って、これまで以上に市をはじめ、市民、地域づくり組織などが連携して取り組むべき効果的で実効性の高い対策を平常時から講じておくことが必要です。

⑥-1 防災における女性の参画状況(平成27年4月現在)

	総数	女性の人数	女性の割合
名張市防災会議委員	45人	7人	15.6%
名張市消防団員	466人	14人	3.0%

⑥-2 女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
 2. 消防団員数は、各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の人数及び24年の宮城県牡鹿郡女川町の人数は、22年4月1日現在の値となっている。

⑥-3 女性消防団員のいる消防団数の推移

	消防団数	うち女性を採用している消防団数	消防団に占める女性のいる消防団の割合 (%)
平成21年	2,336	1,154	49.4
22年	2,275	1,194	52.5
23年	2,263	1,237	54.7
24年	2,234	1,276	57.1
25年	2,224	1,321	59.4
26年	2,221	1,368	61.6

- (備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。
 2. 消防団員数は、各年4月1日現在。

施策の方 向 14 防災分野における女性の参画拡大

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
40	女性リーダーの育成による地域共助力の強化	防災意識の高揚と女性リーダーの育成のため、地域での防災訓練を継続実施し、地域共助力の強化を図ります。	危機管理室
41	防災における意思決定の場への女性の参画拡大	地域で実践活動できる女性リーダーの養成や災害対応及び防災対策に関する会議などへの女性の積極的な登用を図ります。	危機管理室 消防救急室

施策の方 向 15 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
42	男女共同参画の視点に立った防災・避難所運営体制等の確立	男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所の開設・運営ができる体制を確立するとともに、防災講習会等を通じて市民に啓発します。	危機管理室
43	地域防災活動への女性の参画促進	地域の自主防災組織と連携し、地域防災活動における女性の活動範囲を広げるなど女性の参画を促進します。	危機管理室 消防救急室

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

重点課題⑦

家庭生活における男女共同参画の推進

■現状と課題

生活の基本的な場である家庭において、男女共同参画を推進するためには、家族の一員としての責任を果たしながら、家族がお互いに協力し、家事や子育てなどの家庭生活とその他の活動とのバランスがとれた生活ができるようにすることが重要です。

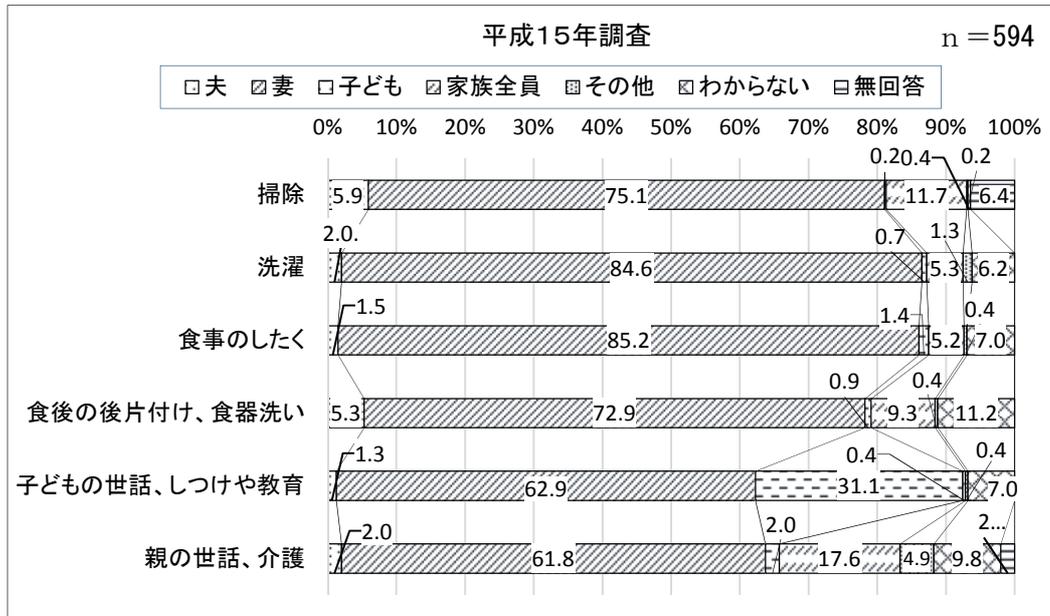
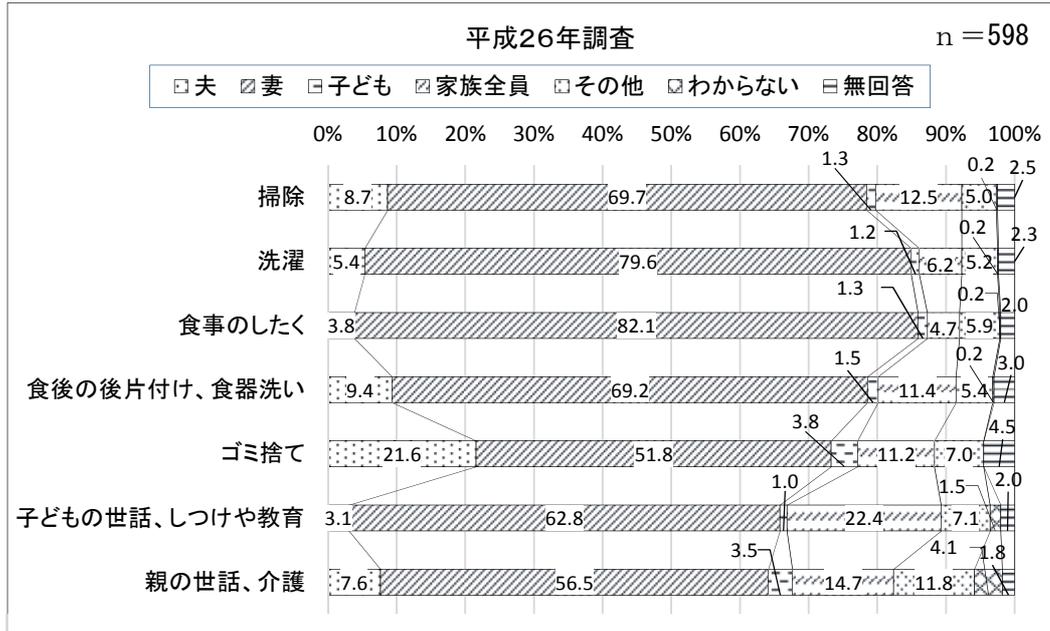
しかし、家事・子育て・介護などの多くは、依然として主に女性が担っているのが現状で、こういった状況は、妻の就業の有無とはあまり関係がなく、片働き世帯と共働き世帯のいずれにおいても、夫の家事、子育てにかかわる時間の短さが指摘されています。

いくなれば、「男は仕事、女は仕事も家事も子育ても」という状況が常態化し、核家族や共働き世帯の増加、少子高齢化などにより、家事・子育てに加え介護などへの女性の負担が重くなっていくことが予想されます。

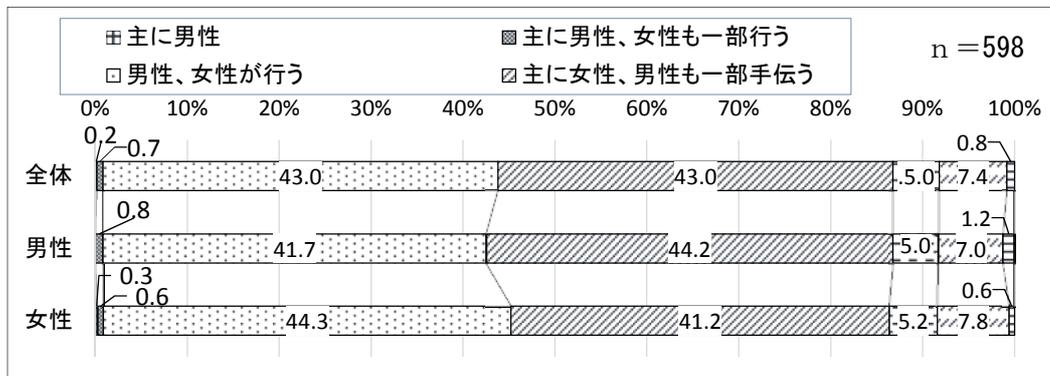
市民意識調査によると、「性別による固定的役割分担に同意しない」という意識は若い世代を中心として解消しつつありますが、日々の家庭生活においては、依然として、男性の家事・子育て・介護への参画が十分進んでいないことから、男女がともに協力し、家族の一員としての責任を果たすとともに、家事、子育て、介護などの家族負担を分かち合い、女性の社会参画を促進できるような環境を整えるなど、支える家族にとっての男女共同参画を推進する取組が求められます。

そのためには、家庭での役割分担に向けた啓発とともに、事業所に向けた長時間労働の縮減をはじめとした働き方の見直し等ワーク・ライフ・バランスの意識の普及、啓発が必要です。

⑦-1 家庭における家事分担の割合

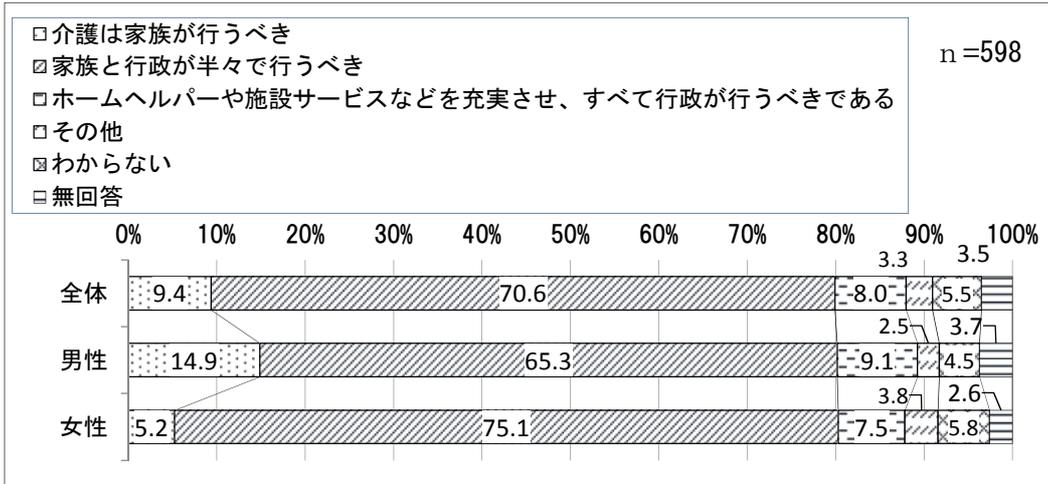


⑦-2 家事（掃除、洗濯、食事の支度・後片付け等）の分担

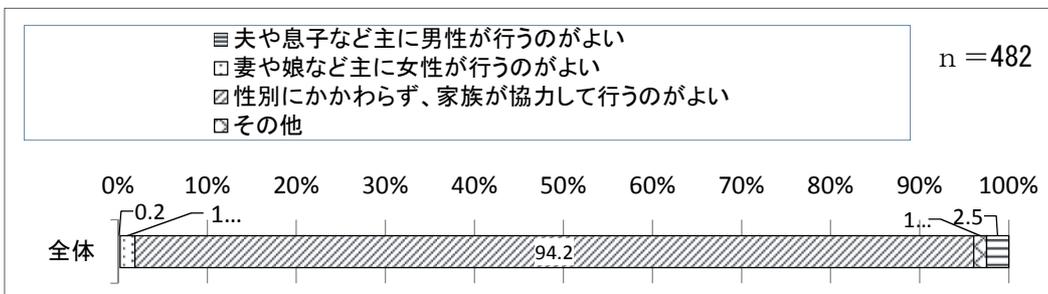


資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年10月）

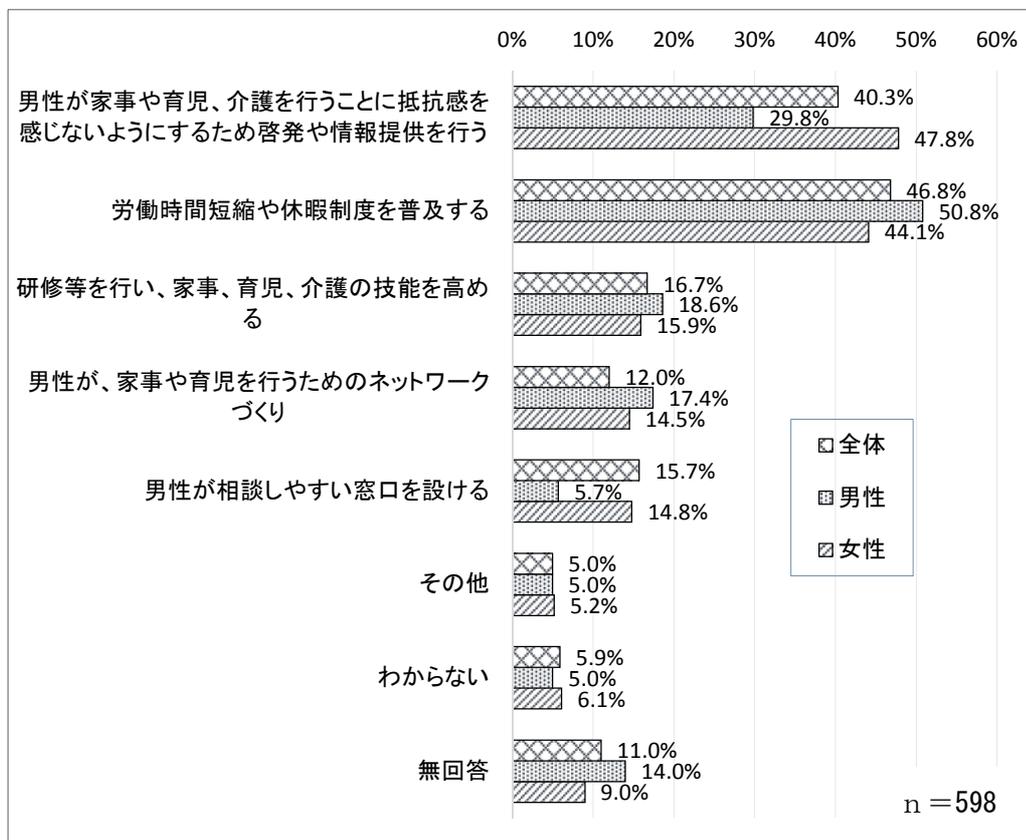
⑦-3 介護における行政と家族の分担



⑦-4 家族介護の分担

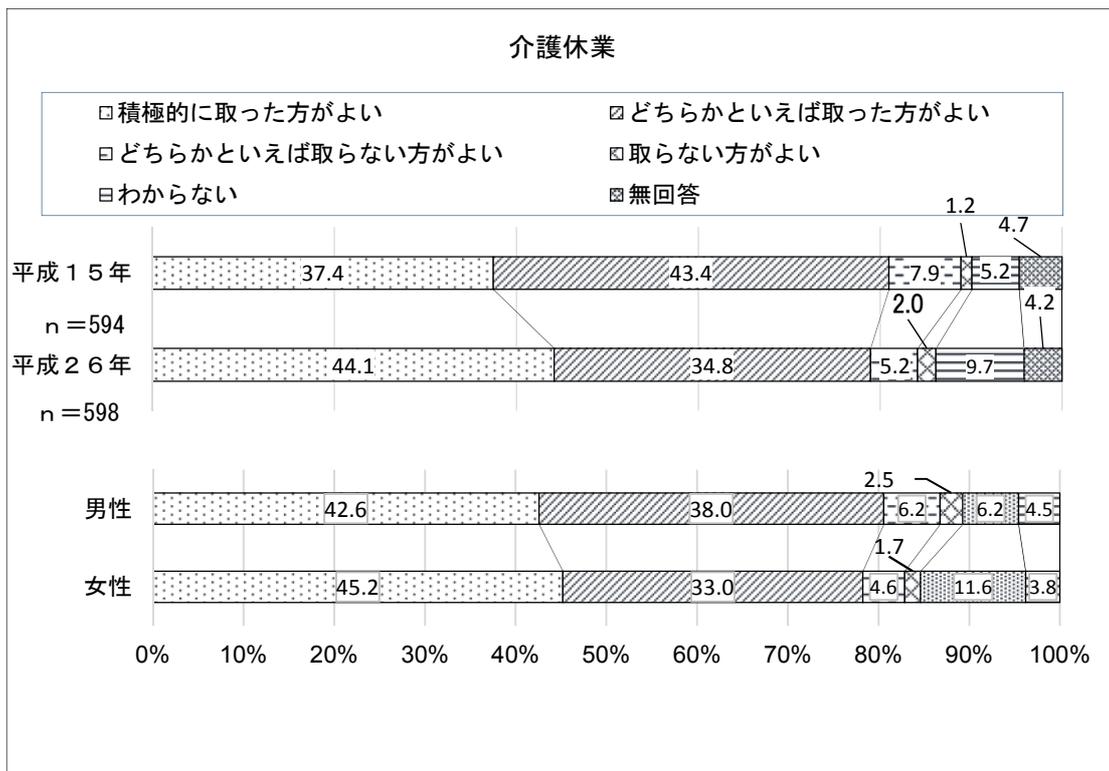
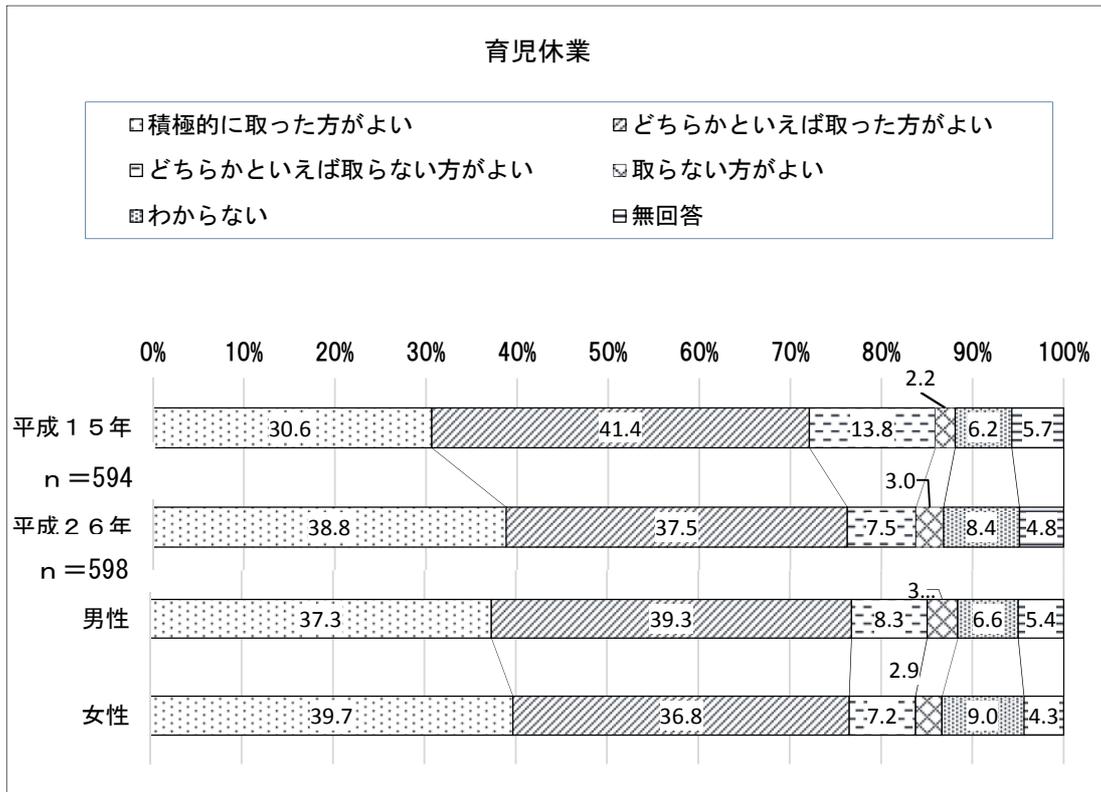


⑦-5 男性の家事、育児、介護への参画



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年10月）

⑦-6 男性の育児休業や介護休業の取得



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年10月）

施策の方 向 16 男性の積極的な家事・育児・介護への参加

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
44	家事・子育て等への男性の参画促進	市民活動団体や関係機関と協働して、料理や家事・子育てなど、家庭内における固定的性別役割分担意識の見直しにつながる講座等を開催します。	人権・男女共同参画推進室
		父親のための子育て広場を開催し、子育ての話をしたり、親子で遊んだりできる父親たちの交流の場や父親同士の友人を作る場を提供します。	子ども家庭室
45	家事・子育て・介護に関する情報提供と相談支援体制の充実	支援が必要な高齢者や障害者に早期に関わり、適切な介護予防や必要な支援につなげるなどの情報提供と介護など相談支援体制の充実を図ります。	地域包括支援センター

施策の方 向 17 ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
46	事業所への啓発	男女がともに働きやすい就労環境を整えるため、企業訪問や県が実施している認証制度の周知を通して、事業所等へワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発します。	人権・男女共同参画推進室
47	育児休業制度等を導入している事業者への優遇	入札時の格付けランクの加点項目に、育児休業や介護休業制度を導入している事業者を設定します。	契約検査室
48	「女性活躍推進法」等に基づく「名張市特定事業主行動計画」に沿った事業の推進	職員が仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるため、女性活躍推進法等に基づく「名張市特定事業主行動計画」に沿って、男性の育児休業取得の推進やワーク・ライフ・バランスについての研修等を行います。	人事研修室
49	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直し等の啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働時間の短縮やフレックスタイム、ワークシェアリングの制度紹介などの啓発を行います。	商工経済室
50	「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証制度の周知	県の「男女がいきいきと働いている企業表彰・認証制度」等の周知に努め、男女がともに働きやすい職場づくりを働きかけます。	
51	「事業主行動計画」策定の啓発	事業所に対して計画策定に関する情報提供を行い、計画策定を働きかけます。	

男女がともに安心して子育てができる環境の整備

■現状と課題

未来に向けて次代の社会を生きる子どもたちの心身ともに健やかな成長は、市民すべての願いです。保護者は言うまでもなく、地域社会が一体となり、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整えることは、人口減少社会の到来という現実にあって、持続可能なまちを創造していくうえでも、重要な課題と言えます。

市では、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育てまで市、地域づくり組織、関係機関が連携して切れ目なく相談・支援する「名張版ネウボラ」※の取組みを進め、「産み育てるにやさしいまち“なばり”」の実現を目指しています。

また、就学前児童数は減少傾向にあるものの、保育所（園）入所者数はほぼ横ばいとなっており、保育所（園）入所ニーズは高まっており、共働き世帯の増加から、放課後児童クラブ利用児童数も増加傾向にあることから、国の「子ども子育て支援新制度」に沿って、待機児童の解消や家庭で子育てをしている人へのサポート、放課後児童クラブの充実によるワーキングマザーへの支援など、総合的な保育サービスの充実を進めています。

一方で、いじめ、虐待、DV等、子育て家庭が抱える問題は、複雑・多様化していることから、市だけでなく、地域づくり組織等との連携による子どもの見守りにより、未然防止・早期発見に努めるとともに、適切に福祉サービスなどにつながるようなことのできるよう、相談窓口や体制の周知とともに、相談機関とのネットワークにより、総合的かつ専門的な対応ができる体制を整えます。

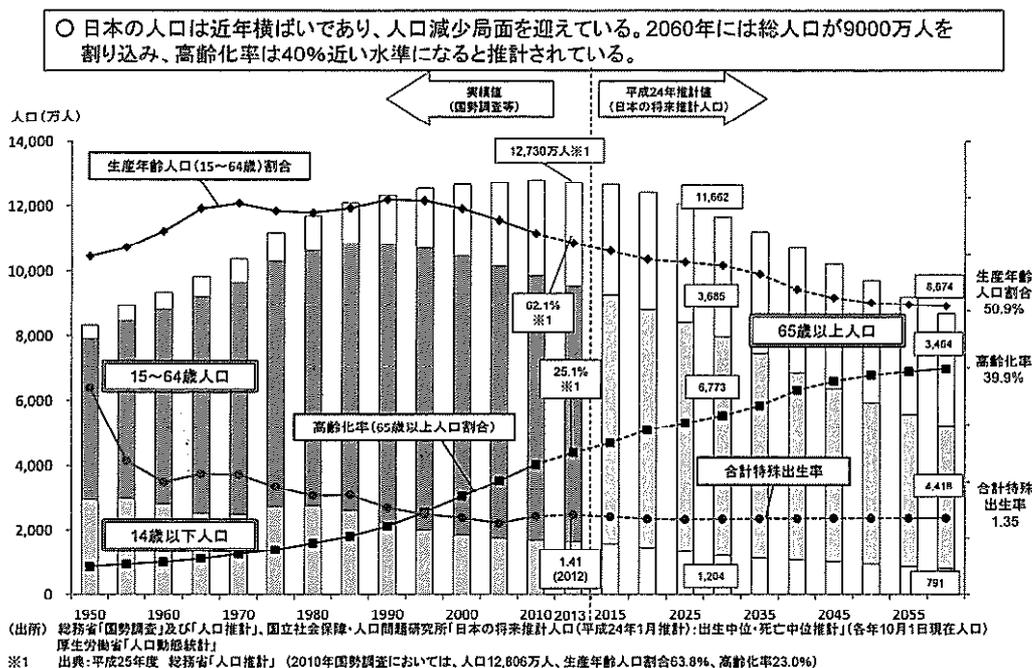
さらに、小児救急医療センターでの24時間365日の小児二次救急体制を堅持するとともに、産科医療体制の整備を進めていきます。

これらの男女がともに安心して子育てをできる環境を整備することは、未来を担う子どもたちの生活環境を豊かにしていくと同時に、子どもたちが、自分らしく生きる力を育てて生きて行くために欠くことのできないものであり、そのためには、地域で子どもを育てる環境づくりを、男女共同参画の視点で積極的に推進していくことが重要です。

※名張版ネウボラ

市では、産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するため、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを作っています。これを「名張版ネウボラ」と呼んでいます。

㊦-1 日本人の人口の推移



㊦-2 名張市 保育所(園)・幼稚園の児童数等の推移

保育所入所児童数・幼稚園入園児童数の推移(各年5月1日現在)

区分	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年間の伸び率
保育所定員		1,455	1,455	1,455	1,455	1,455	0.0%
入所児童数		1,413	1,396	1,424	1,443	1,388	△1.8%
	3歳未満児	449	432	482	500	492	9.6%
	3歳以上児	964	964	942	943	896	△7.1%
幼稚園定員		1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	0.0%
入園児童数		901	888	897	925	975	8.2%
就学前児童数		3,957	3,967	3,971	3,981	3,991	0.9%
就学前児童数に対する入所・入園割合		58.5%	57.6%	58.4%	59.5%	59.2%	—
	保育所	35.7%	35.2%	35.9%	36.2%	36.2%	—
	幼稚園	22.8%	22.4%	22.6%	23.2%	23.2%	—

保育所入所者数等の推移(各年4月1日現在)

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
保育所入所者	1,351	1,345	1,367	1,394	1,410	1,393	1,415	1,439	1,384
うち3歳未満児童数	384	385	402	438	448	431	473	496	483

㊦-3 放課後児童クラブ利用児童数の推移

(各年4月の月8日以上利用児童数)

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
児童数	406	436	441	432	490	460	495	470	511

施策の方向 18 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
52	「名張版ネウボラ」の推進	妊娠中から継続的に身近なところで相談を受け、支援ができる体制を、医療機関や地域づくり組織、子育て支援機関など多様な主体によって推進します。	健康支援室
		妊娠時から子育て期まで切れ目のない相談・支援体制の強化・充実に努めるとともに、地域や児童相談所などの関係機関との連携に努めながら、子育て支援の充実を図ります。	子ども政策室
53	相談体制の充実(子ども相談、家庭児童相談、女性相談)	子どもの権利の保障を含め、子どもからの相談、家庭における児童養育や育児などの相談、女性のDVなどの相談に対しの確に対応するための相談員の確保と資質の向上に努めます。	子ども家庭室
54	保育所(園)待機児童の解消	保育施設の計画的な整備と地域型保育事業を推進するとともに、保育士の確保策を講じ、待機児童の解消に取り組みます。	保育幼稚園室
55	多様な保育ニーズへの対応	保護者の働きやすい環境を整えるため、休日保育や延長保育、障害児保育を実施するとともに、一時的な保育需要に対しては一時預かりを行います。また、病気により集団生活や家庭での保育が困難な場合には、病児・病後児保育を実施します。	
56	発達支援の推進	家族相談・発達支援教室・5歳児健康診査、個別乳幼児特別支援事業等を実施し、発達に課題のある子どもへの早期発見、早期支援を行います。	子ども発達支援センター
57	家庭教育連続講座の充実	家庭教育などをテーマとした保護者向けの市民参加型連続講座を、託児の環境を整えて実施します。	教育センター
58	子育て支援研修会の充実	発達に課題がある子どもの理解や育ちをサポートするための研修会を、託児の環境を整えて実施します。	
59	教育よろず相談の充実	子どもに関する悩み、子育てに関する悩みなど、教育に係るさまざまな相談体制の充実を図ります。	
60	24時間365日の小児二次救急の実施	関西医科大学小児科学教室等の協力のもと、引き続き小児救急医療センターによる24時間365日の小児二次救急を実施します。	市立病院
61	産科開設のための取組	産科の開設のため、医師や医療技術者の確保をはじめ、分娩設備や専用病床の整備に努めます。	

施策の方向 19 地域で子どもを育てる環境づくり

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
62	放課後児童クラブの充実	学校、家庭、地域との連携を強化し、放課後児童クラブの施設の拡充や運営の充実を図ります。	子ども家庭室
63	子育て広場の充実	地域の子育て広場等で、交流や情報交換の場を提供するとともに、保育士、保健師、助産師等による相談や情報提供を行います。	
64	子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成を図るとともに、サークル連絡協議会と連携し、サークル活動を支援します。	
65	子育て支援員・子育て支援ボランティアの養成・活用	子育て支援員研修を実施し、子育て支援員や子育て支援ボランティアを養成することにより、地域の子育て広場やファミリーサポートセンター事業を通じて子育てを支援します。	
66	子どもを守る取組み	犯罪や事故等から子どもを守るための地域の仕組みづくりを進め、青少年の非行防止と健全育成、地域環境の向上に取り組みます。	
67	子どもの居場所づくり	休日や放課後の小中学生の活動拠点(居場所)づくりを推進するため、市・学校・地域が連携して、放課後子ども教室を実施します。	文化生涯学習室
68	ボランティア活動への参加	ジュニアリーダー養成講座の開催やKidsサポータークラブの活動を通じて、地域ボランティア活動への青少年の参加を促進します。	
69	地域での家庭教育講座の推進	保護者の子育てに対する不安や悩みに対する相談体制の一環として、地域に出向いて家庭教育講座を実施します。	

重点課題⑨

高齢、障害、貧困などの困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

■現状と課題

高齢者や障害者、ひとり親家庭等の人々が自立した生活を送り、多様な生き方を選択できることは、男女共同参画社会を実現していく上で重要な意味があります。

しかし、人々のつながりが希薄になるなど、地域社会が変容するなかで、非正規労働者やひとり親世帯の増加等に対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されており、高齢者や障害者、ひとり親家庭等さまざまな生活上の困難を抱える男女への支援と、地域での孤立等を防止するための取組みが重要となっています。

少子高齢化が進むなかで、市の2014（平成26）年10月1日現在の65歳以上の高齢者は21,391人で、高齢化率は26.4%と全国平均を上回り、4人に1人が高齢者です。

これは、昭和40年代以降の住宅地開発により急激に人口が増加したことによるもので、今後、当面の間、名張市は全国平均の2倍の速さで高齢化が進むと予想され、また、団塊の世代が75歳になる2025（平成37）年には、3人に1人が高齢者になると予想とされています。

こうした中、市ではこれまでも、誰もができる限り住み慣れた地域の中で、障害があっても要介護状態になっても、その人らしく暮らせるよう、「夢づくり広場」や「まちの保健室」といった福祉基盤を活用し、「地域あんしんねっと」による日常的な見守り支援ネットワークや「地域ささえあい」による有償ボランティア組織等による生活支援活動など、市民が主体の活動を支援してきました。

国は、「晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性については、出産・育児・介護等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にある」(※)としています。

今後は、これまで構築してきた地域のネットワークや人の力を活用した地域包括ケアシステムにより、高齢者や障害者だけでなく、ひとり親家庭など複合的に困難な状況に置かれている人たちへも支援を広げ、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるような取組を進めていく必要があります。

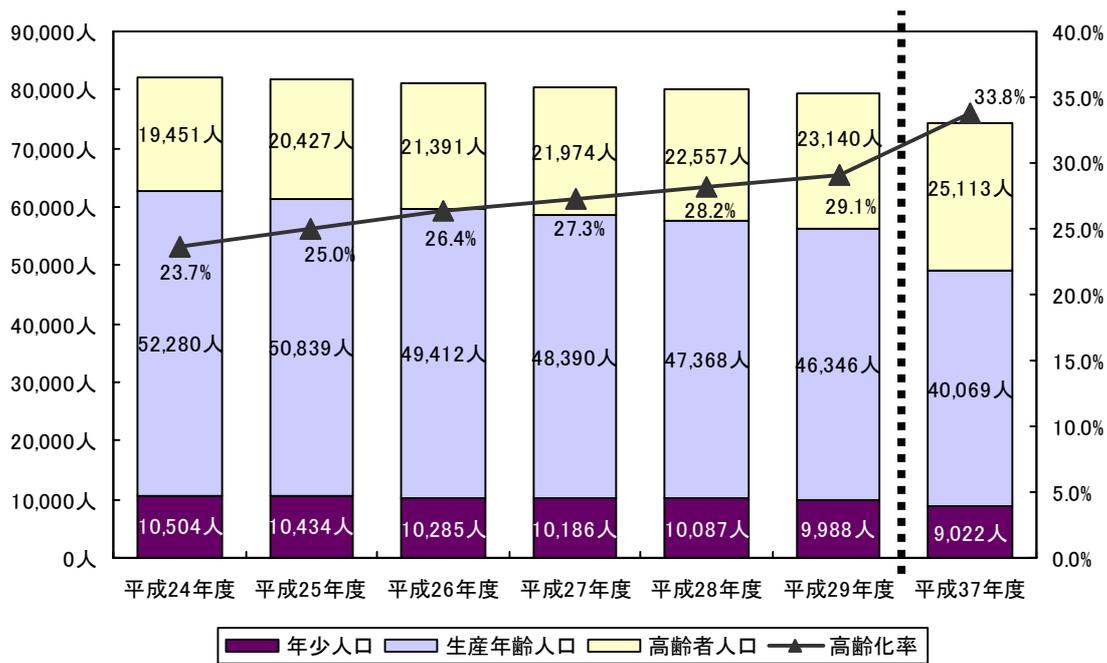
※ 国の「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 第1部 基本的な方針」より引用

⑨-1 名張市の人口・高齢化率の実績と推計

年度	第5期介護保険事業計画期間			第6期介護保険事業計画期間			平成37年度
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
人口	82,235人	81,700人	81,088人	80,550人	80,012人	79,474人	74,204人
高齢者人口	19,451人	20,427人	21,391人	21,974人	22,557人	23,140人	25,113人
(前期高齢者)	10,892人	11,529人	12,271人	12,443人	12,615人	12,787人	11,264人
(後期高齢者)	8,559人	8,898人	9,120人	9,531人	9,942人	10,353人	13,849人
生産年齢人口	52,280人	50,839人	49,412人	48,390人	47,368人	46,346人	40,069人
年少人口	10,504人	10,434人	10,285人	10,186人	10,087人	9,988人	9,022人
高齢化率	23.7%	25.0%	26.4%	27.3%	28.2%	29.1%	33.8%

*各年10月1日での実績及び推計

人口は、平成21年および平成26年の住民基本台帳登録人口等を基にコーホート要因法により推計。
 高齢者人口(65歳以上)前期高齢者(65歳~74歳)後期高齢者(75歳以上)生産年齢人口(15歳~64歳)年少人口(0歳~14歳)
 高齢化率は、総人口における高齢者人口が占める割合を指す。



資料：名張市老人保健福祉計画(第6次改訂)、介護保険事業計画(第5次改訂)

⑨-2 主な介護者の状況

主な介護者をみると、要介護者等と「同居」が61.6%で最も多く、次いで「事業者」が14.8%となっている。「同居」の主な介護者の要介護者等との続柄をみると、「配偶者」が26.2%で最も多く、次いで「子」が21.8%、「子の配偶者」が11.2%となっている。(図40)

また、「同居」の主な介護者を性別にみると、男31.3%、女68.7%で女が多くなっている。(図41)

図40 要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合

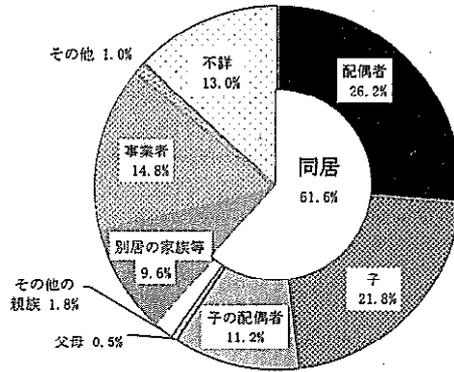
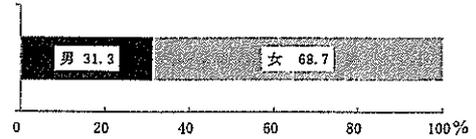
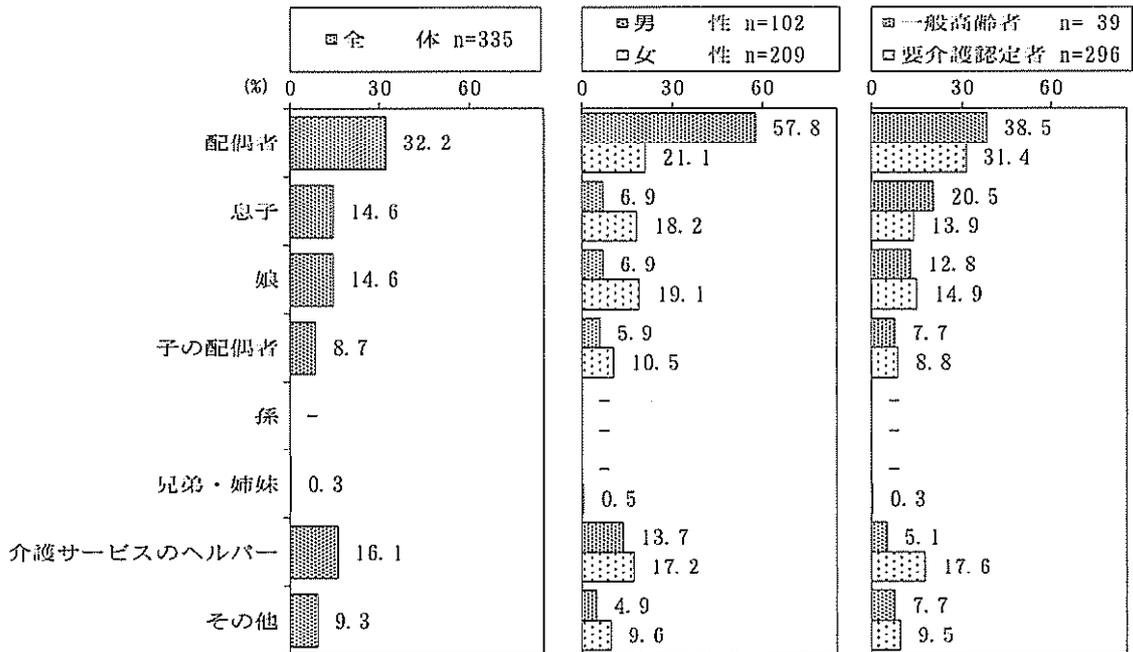


図41 性・年齢階級別にみた同居の主な介護者の構成割合



資料：平成25年度 「厚生労働省国民生活基礎調査」

⑨-3 主な介護者



資料：名張市老人保健福祉計画(第6次改訂)、介護保険事業計画(第5次改訂)

施策の方 向 20 単身世帯、ひとり親世帯等に対する支援の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
70	生活困窮世帯の自立支援	複合的な課題を抱えた生活困窮世帯への相談・就労支援・子どもへの学習支援等を行い、自立を促します。	生活支援室
71	生活保護世帯の自立支援	生活に必要な扶助を行うとともに、就労可能者への就労支援等を行い、自立を促します。	
72	ひとり親家庭の自立支援事業の推進	ひとり親家庭への子育て支援をはじめ、生活、就学、経済的支援等、総合的な自立支援を推進するとともに、児童の学習支援を行います。	子ども家庭室
73	ひとり親家庭相談事業の充実	母子自立支援員がひとり親家庭からの相談を受け、情報提供、助言を行います。	

施策の方 向 21 高齢者、障害者が安心して暮らせる支援の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
74	地域ささえあい事業の推進	支援を必要とする人が抱える生活課題に対するサービス提供を行う「有償ボランティア組織」の立上げ支援及び充実に図ります。	健康福祉政策室
75	「地域包括ケアシステム」の推進	高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、介護、医療、生活支援等の包括的な支援・サービスの提供体制である「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。	高齢・障害支援室
76	障害者の生活環境の整備と自立支援	障害者が地域の中で共に暮らせる生活環境を整備するとともに、障害者の自立とその家族への社会参画に向けた支援を行います。	
77	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	地域における介護予防活動を推進し健康寿命の延伸を図っていきます。また、地域住民の自助・互助の意識を醸成していくために生活支援コーディネーターを配置します。	地域包括支援センター

基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される環境づくり

重点課題⑩

男女の人権尊重

■現状と課題

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。国の「男女共同参画社会基本法」においても、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と規定しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表される固定的な性別役割分意識は若い世代を中心に解消しつつありますが、社会通念や慣習などにおける男女の取扱いに見られる格差は依然として根深いものがあり、男女共同参画社会を実現する上で大きな障壁となっています。

そのことを踏まえ、「名張市男女共同参画推進条例」では、「すべての人は、あらゆる場において、性別よる差別的な扱い、セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンスを行ってはならない」と、これらの禁止を規定しています。また、同性愛や自らの性に違和感を覚える人、性同一性障害など性的マイノリティとされる人たちの人権を尊重するため、男性・女性だけではない多様な性のあり方に対する正しい理解が重要です。

近年、インターネットやスマートフォン（高機能携帯電話）の急速な普及などメディアが多様化するなか、メディアから発せられる情報の中には、固定的性別役割分担意識に偏った表現や、性の商品化、暴力表現といった女性の人権に対する配慮を欠いた表現も少なくありません。社会的影響力の大きいメディアがジェンダー（社会的性別）を固定化する結果を招いている側面も否定できません。

表現の自由は保障されなければなりません。各種メディアや公共空間において、性的、暴力的な不快な表現に接しない自由など、情報を受ける側の人権に配慮した情報発信が求められます。

同時に、市民も単に情報の受け手にとどまるのではなく、人権尊重の視点から、特に子どもや保護者へのメディア・リテラシー（情報識別・選択能力）向上への取組が重要な課題となっています。

男女の人権を確立するために、あらゆる分野において一層の人権意識の高揚を図ることが求められます。

施策の方 向 **22 性別に左右されない人権尊重の意識づくり**

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
78	性別による差別的な扱いの根絶に向けた啓発	市民が性別による差別的扱いが人権侵害であることを理解するとともに、自らの課題としてその根絶に向けて取組めるよう、講座・学習会の実施、市広報等を通じた情報発信、資料作成など啓発を進めます。	人権・男女共同参画推進室
79	性的マイノリティについての理解の促進	性的マイノリティの現状と課題、今後の方策についての理解が深まるよう、関係機関・室と連携して、職員研修や地域での人権学習会のテーマとして取り上げるとともに、リーフレット作成など啓発を進めます。	

施策の方 向 **23 メディア等における人権尊重**

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
80	情報発信における人権への配慮とメディア・リテラシー向上に向けた啓発	市の情報発信における男女の人権への配慮と、市民へのメディア・リテラシーを高めるための啓発に努めます。	人権・男女共同参画推進室
81	広報なばり等の紙面づくりの配慮	人権や男女共同参画に配慮した紙面づくり、ウェブページづくりに努めます。	広報対話室
82	有害環境の浄化やメディア・リテラシー向上に向けた啓発	成人向け図書の適正な販売やインターネットの適正利用の啓発を行うとともに、青少年へのメディア・リテラシーを高めるための研修を行います。	文化生涯学習室
83	メディア・リテラシー教育の推進	小中学校の情報教育担当者を中心として、メディア・リテラシー教育を推進します。	学校教育室

あらゆる暴力の根絶

■現状と課題

配偶者や高齢者、障害者、子どもへの暴力やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、身体的暴力だけでなく言葉による精神的な暴力なども含め、あらゆる暴力は、人権を大きく踏みにじる深刻な問題です。

なかでも、DV(ドメスティックバイオレンス)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、配偶者間等にとどまらず、児童虐待とも密接な関係を持っており、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題として、根絶に向けた努力を続ける必要があります。

市では、「名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会」を設置し、相談体制の充実と児童虐待やDVに対する正しい理解が浸透するよう啓発活動を進めるとともに、関係機関と連携して、未然防止、早期発見、被害者の救済及び支援の取組を進めてきました。

名張市の女性相談の延べ件数は、2005(平成17)年度に年間257件であったものが、2014(平成26)年度には1,194件と大幅に増加しているなかで、DV相談の延べ件数は275件で全体の23%を占めています。

DVについての社会的な認識は高まってきているものの、市民意識調査によると、これまでにDVを受けたと答えている人の中には「誰にも相談しなかった」、「相談しても無駄だと思った」と答えている人が依然として存在しています。

働く場においては、2007(平成19)年度をピークとして減少傾向にあったセクシュアルハラスメントの件数が、2014(平成26)年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた相談件数では、11,289件と前年比2,059件増、その内女性からの相談件数は、6,725件と前年度比1,025件増となっています。また、妊娠、出産、育児休業等を理由とする女性への不利益取扱い(マタニティハラスメント)の被害も表面化しています。

さらに、児童虐待や高齢者などへの暴力に加え、デートDVの問題や、SNS※など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪など、女性に対する暴力は多様化しており、迅速かつ的確な対応が求められます。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力が人間としての尊厳を著しく侵害するものであることを理解することが重要であり、そのためには、家庭、教育現場、地域、事業所などへ暴力を容認しない社会風土の醸成などの意識啓発と同時に、被害者救済や心のケア、自立支援等の取組を進めていくことが重要です。

※SNS

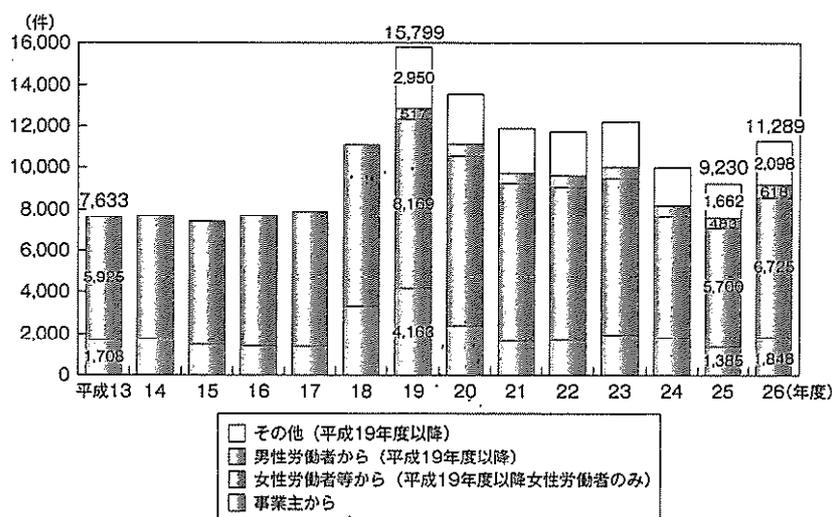
ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。フェイスブックやLINEなど人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」のこと。

⑪-1 名張市 女性相談件数(延べ件数)の推移

(件)

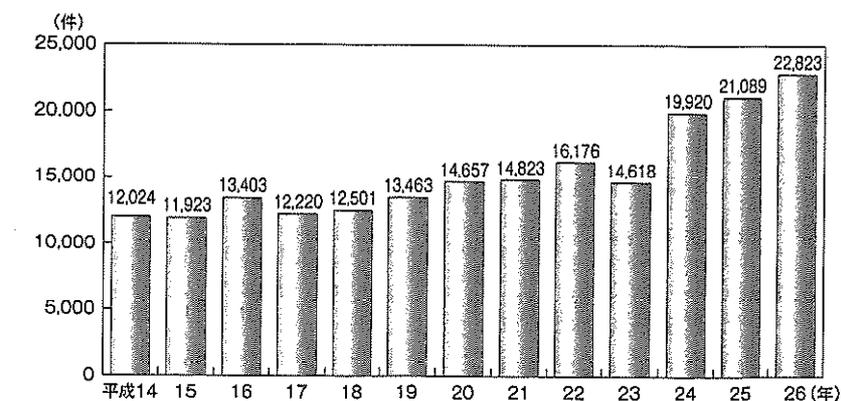
目年度	総合福祉センター	男女共同参画センター	計	うちDV件数 (総合福祉センター)	DV件数の割合
平成17年度	257		257	101	39.3%
平成18年度	508		508	215	42.3%
平成19年度	577		577	250	43.3%
平成20年度	774		774	363	46.9%
平成21年度	856		856	364	42.5%
平成22年度	823	178	1,001	345	34.5%
平成23年度	944	181	1,125	486	43.2%
平成24年度	1,076	236	1,312	389	29.6%
平成25年度	859	172	1,031	263	25.5%
平成26年度	1,000	194	1,194	275	23.0%

⑪-2 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアルハラスメントの相談件数



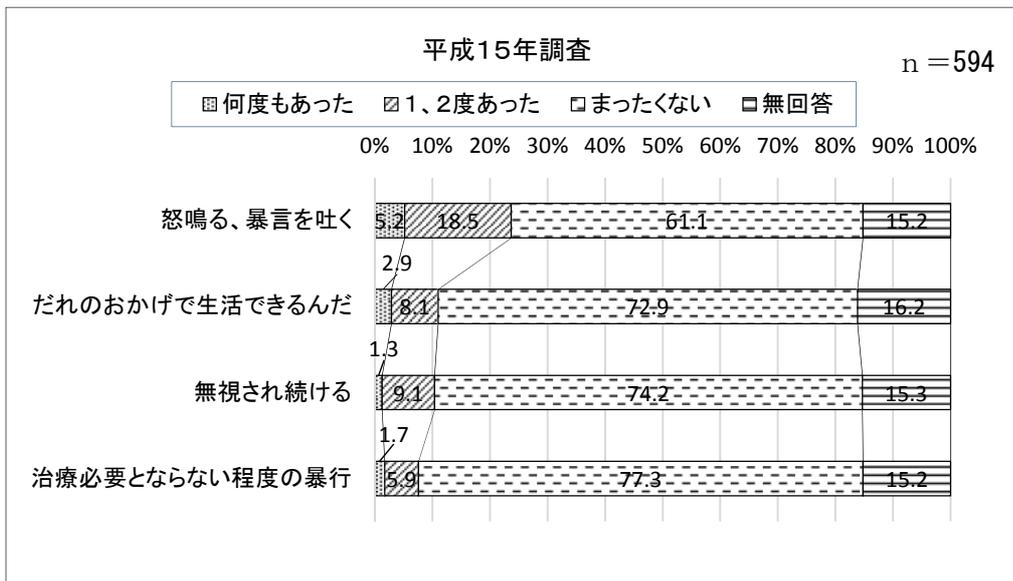
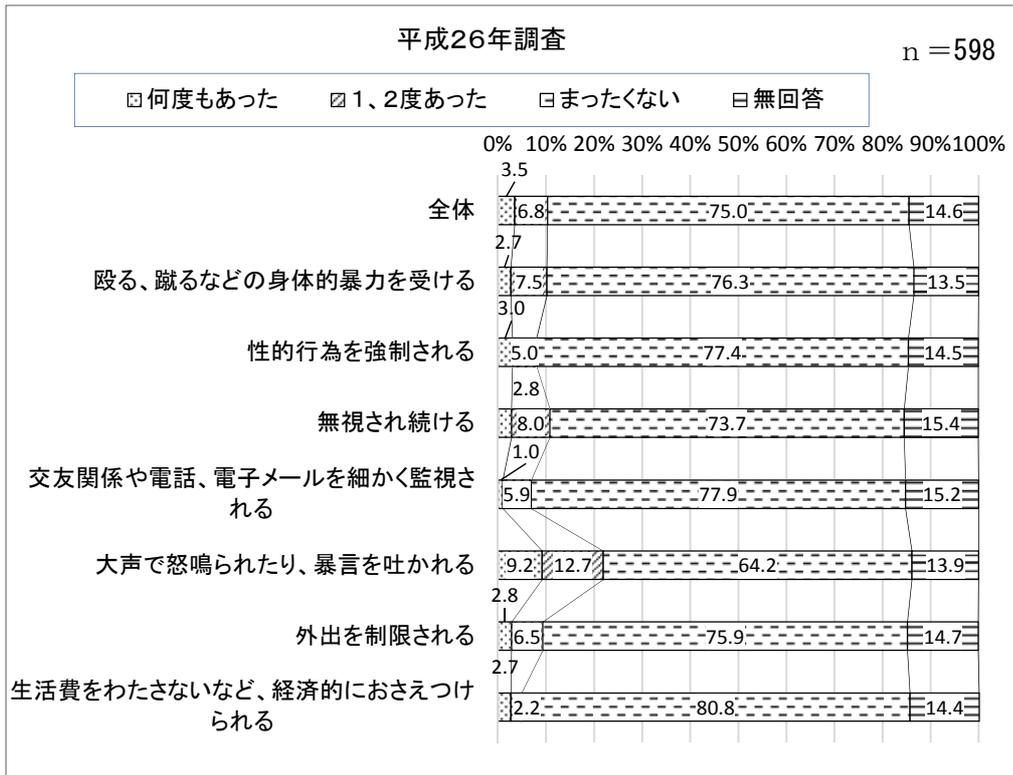
(備考) 厚生労働省資料より作成。

⑪-3 ストーカー事案に関する認知件数

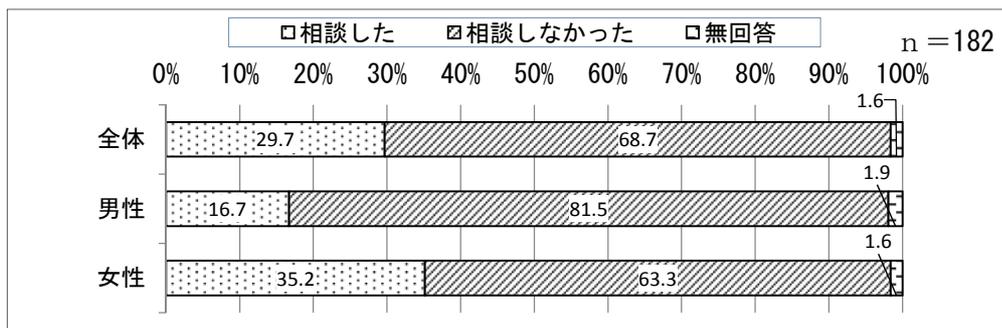


(備考) 警察庁資料より作成。

⑪-4 DVの現状

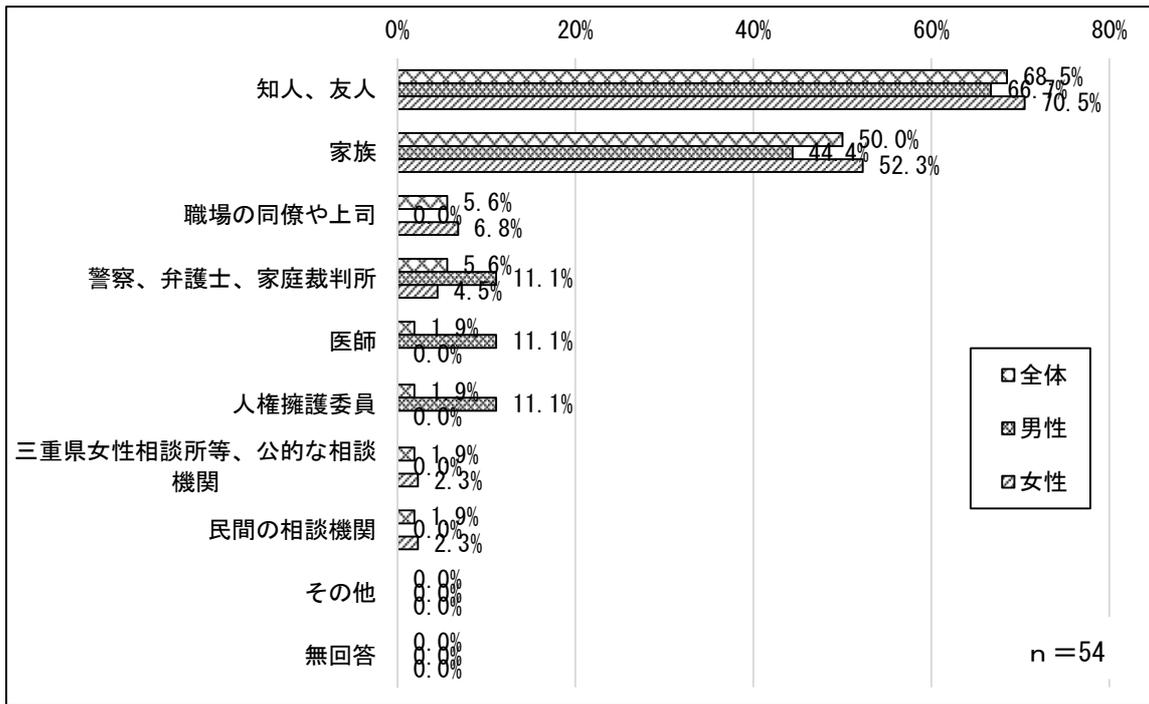


⑪-5 DVの相談状況

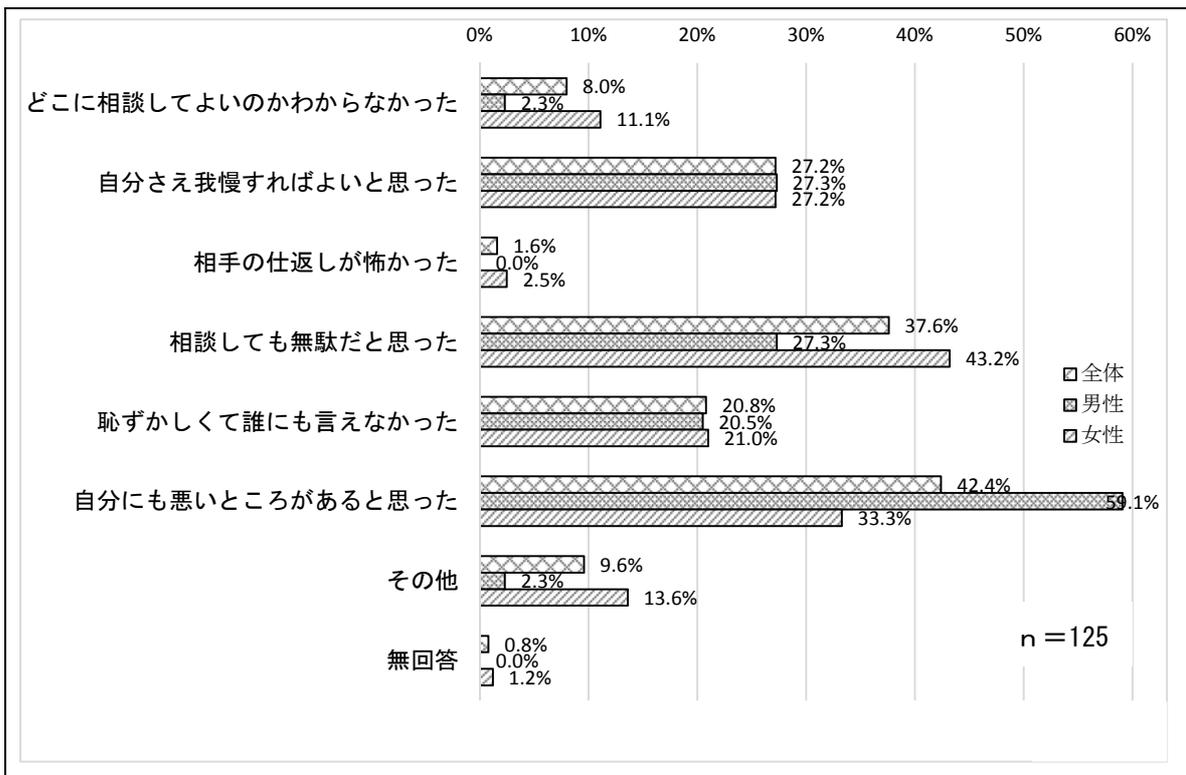


資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年10月）

⑪-6 DVの相談先



⑪-7 DVを相談しなかった理由



資料：名張市男女共同参画に関する市民意識調査（平成26年10月）

施策の方向 24 権利侵害についての相談体制の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
84	男女共同参画に関する相談及び苦情に対する適切な対応	相談及び苦情の申出に対し、必要に応じて男女共同参画専門員の意見を聴くなど、適切に対応します。	人権・男女共同参画推進室
85	女性弁護士相談の実施	人権侵害等に適切に対応するため、女性弁護士による法律相談を実施します。	

施策の方向 25 DV防止対策及び被害者支援の充実

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
86	DV防止への意識啓発	DVを防止するため、啓発物の配布や研修会等の開催を通して意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
87	要保護児童対策及びDV対策地域協議会による関係機関の連携	要保護児童対策及びDV対策地域協議会の機能を強化するとともに、女性相談員の資質向上を図り、DV対策の対応力を強化します。	子ども家庭室
88	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づく適切な対応	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、DV被害者等への早急な対応や自立支援等を行います。	

施策の方向 26 セクシュアルハラスメント等の防止

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
89	あらゆる暴力防止のための意識啓発	セクシュアルハラスメントをはじめとするあらゆる暴力を防止するため、啓発物の配布や研修会等の開催を通して意識啓発を行います。	人権・男女共同参画推進室
90	職員へのハラスメントについての研修・相談窓口の充実	セクシュアルハラスメントなどの防止のため、研修の充実および相談窓口の周知を図ります。	人事研修室
91	事業所へのハラスメントの啓発	事業所に対して、セクシュアルハラスメントなどの認識と意識改革につながる啓発活動を行います。	商工経済室
92	教育現場のハラスメントの防止	教育現場におけるセクシュアルハラスメントなどを防止するため、教職員への研修と、児童・生徒を含めた相談体制の充実を図ります。	学校教育室

男女の生涯にわたる健康の確保

■現状と課題

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するための前提であり、心身の健康についての正しい知識や情報の提供により、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

こうしたことから、男女の生涯にわたる健康を支援するためには、ライフステージに応じた健康対策を心身両面から実施するとともに、性差を踏まえた精神的なケアなど、保健・医療対策の充実を図る必要があります。

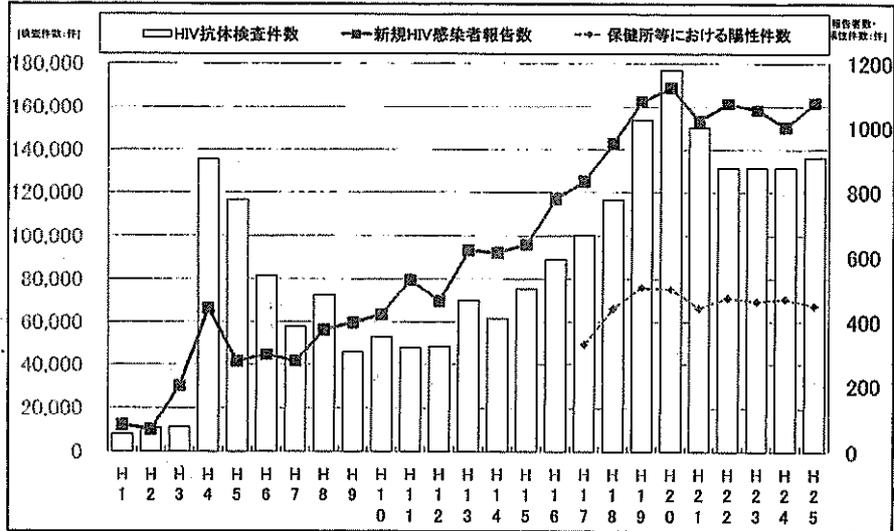
市では、性差に応じたがん検診や生活習慣病の予防、介護予防などの予防施策に取り組んできましたが、今後も検診率の向上や予防施策の充実などを図るとともに、不妊治療にかかる経済的負担の軽減や女性外来（性差医療）の開設に向けた取組を進めます。

一方、30代、40代を中心に男性の長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況であり、また、自殺者の傾向は、圧倒的に中高年の男性に集中していることから、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、メンタルヘルスや自殺予防、喫煙やアルコール依存、薬物乱用などの解消のための心身の健康維持の支援体制の確立が重要となっています。

また、HIV/エイズや子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものです。

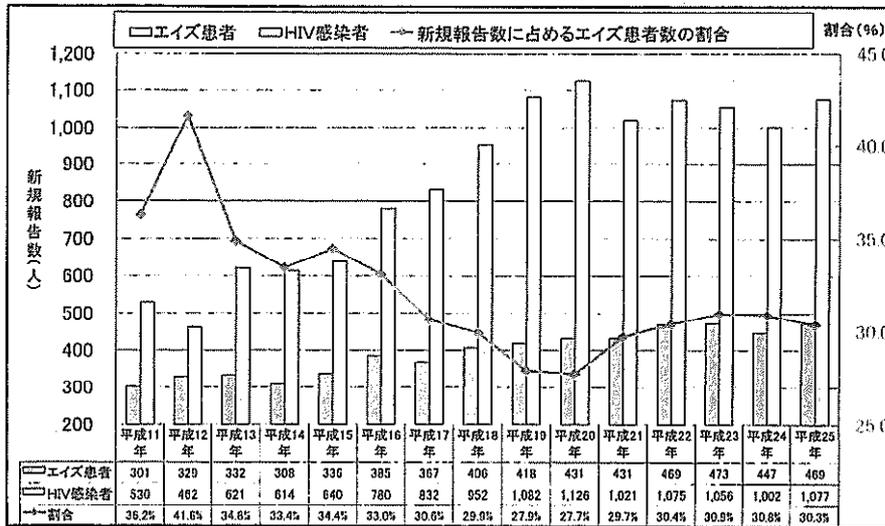
これらの問題に対しては、男女双方に対し、性に関する正しい理解を深めるための就学前からの環境の整備や、性教育の充実を図る必要があります。そして、正確な情報の提供と悩みに応えられる相談体制の充実による予防対策などを、保護者への働きかけと併行して推進していくことが重要です。

⑫-1 新規HIV感染者数、保健所等におけるHIV抗体検査件数



出典：厚生労働省エイズ動向委員会報告 6

⑫-2 新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者数の割合

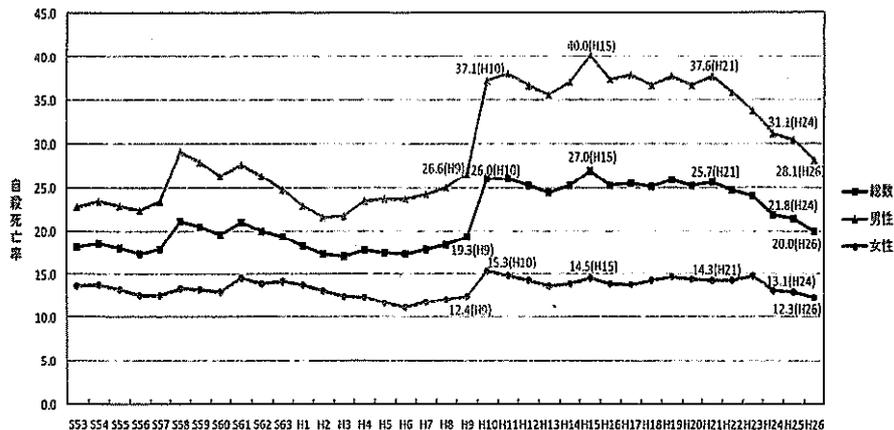


出典：厚生労働省エイズ動向委員会報告 7

⑫-3 総数及び男女別自殺死亡率の年次推移

○平成21年以降低下が続いており、平成26年も前年より低下した。

○男女別にみると、男性は5年連続、女性は3年連続で低下した。男性は、女性の約2.3倍となっている。



資料：警察庁自殺統計調査データ、総務省「国勢調査」及び「人口推計」より内閣府作成

施策の方向 27 生涯にわたる男女の健康保持促進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
93	職員の心身の健康づくり支援	健康診断結果をもとにした保健師による健康相談や、メンタルヘルス研修を実施します。	人事研修室
94	男女の生涯にわたる健康の保持	地域づくり組織やまちの保健室等と連携し、身近なところで健康づくりや健康状況に応じた健康情報の提供を行うとともに、健康被害(喫煙、飲酒、薬物)の防止に努めます。	健康支援室
95	性と生殖に関する健康・権利の意識啓発	性と生殖に関する健康・権利の意識啓発と情報提供を行うとともに、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。	
96	性感染症の予防	性感染症等の予防について、互いの性を理解し、正しい知識に基づいて行動できるよう、教育や啓発に取り組みます。	
97	食育の推進	食生活改善推進員の育成や資質向上を図るなど、「食育推進計画」に基づく、食育の推進に取り組みます。	健康支援室
		発達段階に応じた食に関する知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭等による指導を行うとともに、家庭での食育のあり方などの情報提供を行います。	学校教育室
98	健康教育の推進	地域と連携して市民の健康づくりを支援するための環境、しくみづくりに取り組むとともに、地域や小中学校と連携して健康教育に組み込まれます。	健康支援室
		発達段階に応じた性教育やHIV/エイズ教育、薬物乱用防止などの健康教育を行うとともに、保護者への啓発を行います。	学校教育室
99	誰もがスポーツに参加できる環境づくりと女性指導者の育成	誰もが気軽にスポーツに参加できる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、女性指導者の育成を図ります。	市民スポーツ室
100	女性外来開設のための取組	女性外来開設のため、医師や医療技術者など女性スタッフの確保に努めます。	市立病院

施策の方向 28 性差に応じた健康支援の推進

番号	具体的施策(項目)	施策の内容	担当室
101	性差に応じた相談体制の充実	性差に応じた相談や心の健康を保つための相談窓口の充実と周知を図ります。	人権・男女共同参画推進室
102	健康増進事業の実施	性差に応じた健康診断やがん検診、不妊治療への助成などに取り組むとともに、健康相談を実施します。	健康支援室
103	メンタルヘルスへの支援	こころの活性化や休養、ストレス対処法などに関する情報や専門機関に関する情報提供を行います。	
104	自殺予防や産後の育児不安解消への支援	保健所など関係機関との連携による自殺予防のための講演会の開催や、こんにちは赤ちゃん訪問などによる産後の育児不安解消への支援に取り組みます。	

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、子ども、健康福祉など施策内容が多岐にわたっています。

名張市男女共同参画推進条例第13条では、「市は、関係部局の相互連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に実施するため必要な推進体制を整備するものとします」と規定しています。

本計画の効果的な推進と総合的な調整は、主管室長会議および庁議において調整・協議を行うものとし、各施策の推進に関することは、名張市男女共同参画推進施策検討会議を中心として、関係室が連携し、調整・協議を行うことにより、組織横断的な推進体制による全庁的な取組を進めていきます。

(2) 多様な主体との連携

本計画を推進するためには、市民・地域・事業者・市民活動団体などと行政がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携・協力した取組が必要となります。

本計画の施策を効果的に推進するため、名張市男女共同参画センター事業の充実により、市民に開かれた拠点施設として、多様な主体との連携、協働で取り組む体制を整えます。

また、必要に応じて、国、県、関係機関からの情報収集、情報交換、調査・研究等を行います。

2. 計画の進行管理

(1) 施策の評価分析による進行管理

本計画では、施策を総合的、計画的に推進するため、具体的施策の進捗状況の評価分析と数値目標の達成状況を把握したうえで、男女共同参画推進審議会へ報告し、評価を受けるとともに、関係室へのフォローアップと市民への公表を行うことにより、実効性のある施策の推進に努めます。

(2) 計画の見直し

本計画は、効果的な施策の推進を図るため、計画期間の中間年である2021（平成33）年度までの実施状況や目標達成状況に加え、国の男女共同参画基本計画が5年ごとに見直されることに合わせ、計画の見直しを行うほか、国内外の社会情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化に対応して、施策や推進方法を見直すものとします。

数値目標一覧

基本目標	項目	現状値 (H26)	2021 (H33)	2026 (H38)	担当室
I 男女共同参画意識の確立	「男は仕事」「女は家事・育児」といった男女の固定的な役割分担に同意しないという市民の割合	76.9%	81%	84%	人権・男女共同参画推進室
	男女共同参画講座等学習機会の提供回数【延べ値】	0回	80回	160回	人権・男女共同参画推進室
	名張男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体数	20団体	25団体	30団体	人権・男女共同参画推進室
	男女共同参画都市宣言・条例の認知度	宣:13.2% 条:19.9%	宣:20% 条:30%	宣:26% 条:40%	人権・男女共同参画推進室
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	審議会における女性比率	25.7%	37%	45%	行政改革推進室
	女性委員のいない審議会等数	13	0	0	行政改革推進室
	市における女性の管理職の割合(全体/一般行政職)	27.7%/18.1%	35.0%/32.0%	40.0%/35.0%	人事研修室
	小中学校における女性校長の割合	10.5%	増加させる	増加させる	学校教育室
	小中学校における女性教頭の割合	21%	増加させる	増加させる	学校教育室
	「ポジティブ・アクション」の認知度	10.7%	20%	30%	人権・男女共同参画推進室
	「女性活躍推進法」の認知度	—	30%	40%	人権・男女共同参画推進室
	男女共同参画推進員のいる地域数	0	7地域	15地域	人権・男女共同参画推進室
	名張男女共同参画推進ネットワーク会議加入団体数	20団体	25団体	30団体	人権・男女共同参画推進室
	農業委員定数に占める女性農業委員の割合	13.8%	16%	20%	農林資源室
	認定農業者における女性農業者数	3人	4人	5人	農林資源室
	人材育成や専門的な知識・能力を身につける研修会・セミナーの開催など、就業や雇用を促進する取組が進んでいると感じる割合(女性)	26.2%	27.6%	29%	商工経済室
	働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う割合(女性)	28.1%	29.5%	31%	商工経済室
	防災訓練を実施した地区数【延べ値】	839	945	1,020	危機管理室
	防災講習会の年間開催回数	25回	28回	30回	危機管理室
女性消防団員定数の充足率	70%	85%	100%	消防救急室	
III 家庭生活と社会活動の両立支援	保育所待機児童数	26人	0	0	保育幼稚園室
	市の男性職員の育児休業取得者数【延べ値】	1人	3人	5人	人事研修室
	市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口等の子育て支援施策に満足している市民の割合	52.7%	63.5%	65%	保育幼稚園室
	有償ボランティアの取組地区数	5地域	15地域	15地域	健康福祉政策室
	名張市の生活保護率	7.5%	7%	6.5%	生活支援室
	働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う割合	26.6%	29.5%	29%	商工経済室
IV 男女の人権が尊重される環境づくり	「DV防止法」認知度	71.2%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
	セクハラ防止対策をしている事業所の比率	73.1%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
	性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の認知度	3.2%	10%	20%	人権・男女共同参画推進室
	健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合	80.3%	84%	85%	健康支援室
	朝食を毎日食べる小中学生の割合	小85.3% 中85.3%	小97% 中97%		学校教育室

※網掛け部分は、新・総合計画に掲載予定の項目